

## 大学統合および大学間連携の多様な展開

小 林 信 一

- ① 2000 年前後から大学間の統合・連携が世界的に進展している。特に欧州では一国の大学制度全体に及ぶ合併や再編が大胆に生じている。このことは、大学統合が、個々の大学の事情というよりは、政策的観点から誘導されていることを意味している。
- ② 欧州の大陸諸国では、ビジネス、デザイン、工学の3大学が合併したイノベーション指向のアアルト大学（フィンランド）、国立研究機関の大学への吸収合併を含む大学・研究機関の包括的再編・統合を進めたデンマーク、名門大学と名門研究機関を統合してエリート大学構築を目指すカールスルーエ工科大学（ドイツ）、全国的にバーチャルな大学統合を進めると同時に地域内の大学合併が進むフランス等の例がある。
- ③ 伝統的に大学の自律性が高い英米の大学セクターでは、伝統に根ざしつつ現代的状況に適応した統合・連携がみられる。英国では、マンチェスター大学の設立が近年の大学統合での成功例として参照される。英国の大学制度の伝統である、学位授与権を持つ有力大学が学位授与権を持たない教育機関に対して学位授与する仕組みは有力大学を中心とする提携大学群を生み出してきたが、その再編も進んでいる。一方で、英国では大学間の連携も盛んであり、大学院（博士）教育の共同実施が多数みられる。
- ④ 米国では頻繁に大学の廃止や吸収合併が繰り返されている。女子大学が統合される事例もある。また、州立大学制度の下で存在する多数の大学、コミュニティ・カレッジ、テクニカル・カレッジを効率化等のために統合する例もみられる。
- ⑤ 国際的な大学統合および大学間連携は質的に変化しており、近年では海外キャンパスの設置が急速に進んでいる。特に東南アジア、東アジアへの進出が顕著である。受入国側も国策として、世界的に有力な大学の海外キャンパスをまとめて誘致することで、高等教育・研究の国際的なハブを形成しようとする動きもみられる。このような大学の海外進出は、実は「国境を越えた大学間統合の枠組み」を活用することで実現されている。
- ⑥ 日本においても、大学の統合・連携を前向きなものとして捉えてよいと思われる。ただし統合・連携のための制度的基盤の整備に際しては、多様な選択肢を用意しておくことが望まれる。一法人複数大学方式の大学統合だけでなく、一大学複数法人方式も検討するに値する。

# 大学統合および大学間連携の多様な展開

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 文教科学技術調査室主任 小林 信一

## 目 次

はじめに

- I 大学統合および大学間連携の分類
- II 大陸ヨーロッパにおける大学統合および大学間連携の動向
  - 1 イノベーション指向の新しい理念による大学の創設—フィンランド—
  - 2 大学・研究機関全体の再編—デンマーク—
  - 3 エリート大学を目指して有力大学と研究機関を統合—ドイツ—
  - 4 バーチャル総合大学の形成と大学合併—フランス—
- III 英米の自律的大学システムにおける統合・連携
  - 1 大学制度の伝統に根ざした多様な統合・連携—イギリス—
  - 2 私立大学、州立大学の伝統を背景とする多様な統合・連携—アメリカ—
- IV 国境を超えた大学統合および大学間連携
  - 1 海外キャンパスの拡大
  - 2 東南アジアの高等教育・研究ハブ化戦略

おわりに

## はじめに

「大学改革実行プラン」<sup>(1)</sup>(文部科学省、2012年6月)は、国立大学改革の一環として、「一法人複数大学(アンブレラ方式)」を例示し、「海外・国内大学との連携を促進するための制度的選択肢の整備」を課題として提起した。現在の国立大学法人制度では各国立大学が一つの国立大学法人となる方式を採用しているが、公立大学に関しては、一つの公立大学法人が設置者となって複数の公立大学を設置する方式を認めている<sup>(2)</sup>。この方式を「一法人複数大学」と言い、「大学改革実行プラン」ではこれを国立大学にも適用することが想定された。当初、2012年度に連携の枠組みの検討に着手し、2013年度から整備するとされたが、その後に政権交代もあり、本稿執筆段階では今後の見通しは不透明である。だが、大学間の統合・連携は現在進行中の世界的現象であり、その本質的な重要性は変わらない。特に欧州各国では2000年前後から、大学制度全体に及ぶ大規模な合併や再編が進んでいる。

このような大学の連携、再編等を通じた大学の機能強化は、高等教育のあり方に関する国政上の重要課題の一つである。そこで本稿は、特に2000年以降の大学統合・大学間連携に関する世界的動向を概観し、その背景やそこに映し

出される各国の大学改革の方向性について検討し、我が国の高等教育のあり方への示唆を得ることを目的とする。なお、大学の統合・連携は世界規模で生じているが、本稿では主に、フィンランド、デンマーク、ドイツ、フランスの大陸ヨーロッパ諸国および伝統的に大学の自律性の高い英国<sup>(3)</sup>、米国を取り上げる。また、国境を越えた大学統合・大学間連携にも言及する。なお、大学の統合に重点を置き、大学間連携については必要に応じて特色ある連携に言及するに止める<sup>(4)</sup>。

## I 大学統合および大学間連携の分類

大学の統合は、大学の発展の一つの方法であり、目新しいものではない。しかし、1980年代以降は、大学統合、大学間連携が世界的に活発化するとともに、その形態が多様化した。その変化に対応して分類枠組みも大きく変化している。そのため、大学間の統合・連携の形態に関して合意された共通の定義や分類はない。そこで本稿での記述の便宜のために、大学間の統合・連携に関する分類を提示し<sup>(5)</sup>、その概要を整理する(表1)。

### ① 合併

合併のうち吸収合併や一機関のみが法的に存続する場合を狭義の合併、統合して新しい機関

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは2013年9月13日である。

(1) 文部科学省『大学改革実行プラン—社会の変革のエンジンとなる大学づくり—』(平成24年6月) <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/06/\\_icsFiles/afiedfile/2012/06/25/1312798\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/_icsFiles/afiedfile/2012/06/25/1312798_01.pdf)>, <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/06/\\_icsFiles/afiedfile/2012/06/05/1312798\\_02\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/_icsFiles/afiedfile/2012/06/05/1312798_02_2.pdf)>

(2) 「地方独立行政法人法」(平成15年法律第118号)71条。

(3) 慣用的に「英国」「イギリス」という表現を用いるが、特に断りのない限り、連合王国全体を指す。

(4) 大学制度は各国で異なっており、法的に、または名称において大学(university)ではないが、大学に相当する高等教育機関(UNESCO国際標準教育分類International Standard Classification of Education 2011におけるISCED level5以上のプログラムを提供する教育機関)が2種類以上存在する場合は珍しくない。本稿では、「大学」とは各国の制度または慣行において大学(university等)と位置付けられる高等教育機関、もしくは日本の大学に相当する高等教育機関を「大学」と表現する。それ以外の高等教育機関を表現する場合は「大学以外の高等教育機関」など文脈に応じて説明的に表現する。また、大学を含み、大学以外の高等教育機関、研究機関、民間企業等の総称として「機関」を用いる。大学の場合、必ずしも独立した法人の地位を有する場合だけでなく、大学として独立している場合は一機関として扱う。

表1 大学統合および大学間連携の分類

分類	説明
(A) 統合	(機関の合併・譲渡・従属)
合併 merger	2以上の機関が、法的に単一の機関となること
合併 merger	1機関が他の機関を吸収合併。または合併に際して1機関が法的に存続、残りは廃止。
合同 consolidation	2以上の機関が統合し、新しい機関を形成。
準自治的統合 semi-autonomous acquisition	機関の全部もしくは一部を譲渡または交換。譲渡された機関もしくは部局が、受入れ側機関において、財政・教育面で一定程度自律した部局やキャンパスとして運営される。
準合併 semi-merger	大学制度において伝統的に存在する、教学面における大学の統合形態
連合 federation	参加機関が自治的キャンパスや自治的組織として、一定の自律性を維持したまま統合し、連合体としての大学システムを形成。
提携 affiliation	参加機関のうち学位授与権を持つ中心機関と、学位授与権行使の対象となる参加機関の提携関係。参加機関は財政上、運営上は独立しているが、学位授与、教育の質保証の権限は中心機関が専有。中心機関以外の参加機関は教学面で中心機関に従属する。
(B) 連携	(参加機関の独立性を保持した自発的協働)
ジョイント・ベンチャー joint ventures	共同で投資して、特定の目的を達成するために事業を実施。通常はそのための事業体を設立。
ジョイント・ベンチャー joint ventures	ジョイント・ベンチャー一般、寄宿舎の共同設置・運営等。
共同学科・共同研究機関 joint Department/joint Research Institute	ジョイント・ベンチャーのうち、教育プログラムや研究施設の共同所有・運営、キャンパスの共有など
協働 collaborations	共通目的のために公式に協定を締結し、特定の活動を実施。参加機関は独立性を保持したまま、一定の財政的責任、その他の義務を負う。内容や運営方式等は協定により定まり、柔軟性、多様性がある。
コンソーシアム consortium	特定の目的達成のために、事業を推進する組織を設ける。固有の資産、運営組織、内規を有し、通常は単一のサービスもしくはプログラムを提供。機関はメンバーとして参加。 ①連携 association型(参加機関は対等の関係で連携事業に参加)、②センターcenter型(事業のための中核施設・機関を有する)の2タイプ。
運営契約 management by contract	参加機関の権限の一部もしくは全部を、契約に基づいて特定の機関に委譲。その機関が特定事業の運営の中心的役割を担う。
(C) その他	
国際的ジョイント・ベンチャー International, Strategic Joint ventures	教育研究上の国際的ジョイント・ベンチャー。海外キャンパス設置、海外大学提携教育プログラム提供、有力大学海外キャンパスの集团的誘致や提携プログラムの集積により教育研究ハブの形成等。
分権化	合併や統合とは反対の方向の変化であり、機関内の部局の自律化の方向への転換。連合や提携もしくは独立へ向かう過渡的状態の場合もある。

(出典) 筆者作成

を形成する場合を合同と呼ぶ。準自治的統合とは特定の学部や遠隔地のキャンパスを吸収合併し、統合後に大学の新学部、新キャンパスとして半永続的に位置付けて運営する場合である。最終的に合併もしくは連合に移行する過渡的段

階の場合もある。

② 準合併

準合併のうち連合は、参加機関が相当程度の財政的、経営的自律性を有し、独立性の高い大

(5) 以下の論文等を参考にしつつ、新たな動向を踏まえて筆者が作成した。羽田貴史「縮減期の高等教育政策」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』85号, 2002.3, pp.99-115; James Martin et al., *Merging colleges for mutual growth: a new strategy for academic managers*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1994; Daniel W. Lang, "There Are Mergers, and There Are Mergers: The Forms of Inter-institutional Combination," *Higher Education Management and Policy*, 14(1), Mar 2002, pp.11-50; Grant Harman and Kay Harman, "Strategic Mergers of Strong Institutions to Enhance Competitive Advantage," *Higher Education Policy*, 21(1), Mar 2008, pp.99-121.

学もしくは機関であるが、学位授与や教育の質保証等の教学面において統合される形態である。自治的組織である学寮の連合体として歴史的に形成されてきた University of Oxford(オックスフォード大学)、University of Cambridge(ケンブリッジ大学) や、実質的にはかなりの程度自律的なキャンパスから形成される米国のマルチキャンパス型の州立大学システムがその例である。参加機関のうち特定の一機関が優越した地位にあるわけではなく、大学は参加機関の連合体的性格を有することになる。

提携では、参加機関は一般的に法的に独立の機関として存続するが、参加機関のうち中心機関が学位授与や教育プログラムの認定・質保証を統一的に担う。英国の大学制度では、認可された大学は認定(validation)<sup>(6)</sup>の仕組みにより他機関に学位を授与することが許されている。この場合、中心機関と中心機関によって認定される機関とは対等ではない。このとき、両機関の関係を提携と言う。被認定機関が大学ではなく、研究機関や学位授与権のない高等教育機関である場合には、提携を通じて学位を授与することができるようになり、教育的観点からは同一の大学とみなされる<sup>(7)</sup>。

連合、提携では、経営上は一定の独立性を認められる機関であっても、教学上は一機関の傘下に組み込まれる。その意味で、連合や提携を合併から区別して準合併とする。

### ③ ジョイント・ベンチャー

狭義のジョイント・ベンチャーは参加機関が共同出資して事業体を設け、新たな共同事業を実施するものである。通常は既存の大学内組織とは別に、事業の実施を担う事業体が置かれる。共同学科・共同研究機関はジョイント・ベン

チャーのうち教育研究の共同実施を指す。協働よりは連携関係が長期的である。

### ④ 協働

協働はジョイント・ベンチャー以外の連携一般である。契約や協定に基づく共同事業であるが、参加、離脱が比較的容易にできる。必要に応じて大学以外の機関が参加する。コンソーシアムと運営契約に二分する。コンソーシアムは主に大学間の協働で、事業の進め方によって連携(association)型とセンター(center)型に分けることができる。連携型では、参加機関は独立して活動するものの、契約で対象とする事業の範囲において、あたかも一つの事業体として行動する。センター型は、参加機関の外に事業の実施組織を置き、そこへの参加という形で協働関係を構築する。運営契約は、いわば大学運営におけるアウトソーシングである。2以上の大学やその他の機関が契約を結び、特定の事業に関して、その運営を特定の参加機関に委託するケースである。運営を担うのは大学以外の機関である場合が多いが、特定の大学が運営を受託する場合もある。

大学間の統合・連携形態の複合型もある。国境を越えて大学が合併することは法制度上不可能であっても、準合併、ジョイント・ベンチャー、協働等を組合せることで、統合・連携は可能である。これを国際的ジョイント・ベンチャーとしておく。また、統合の逆方向の動きであるが、大学の内部組織の分権化が進むと、結果的には連合や提携さらには分離独立に至る可能性がある<sup>(8)</sup>。

(6) validation とは、高等教育機関における学習プログラムが十分に高い水準の適切な内容であることの認定であり、それに基づき認定機関の学位を授与することができる。英国の項で詳細に紹介する。

(7) 日本の連携大学院や連合大学院は提携の一種である。形式的には参加機関の学生や指導者の所属を学位授与大学に移す形をとるが、実質的には、学位授与大学から独立した機関で行われる指導に基づいて学位授与大学名で学位を授与する。

## II 大陸ヨーロッパにおける大学統合および大学間連携の動向

### 1 イノベーション指向の新しい理念による大学の創設—フィンランド—

#### (1) 2009年大学法改正による大学改革

フィンランドでは2007年から大学改革が議論され<sup>(9)</sup>、新しい大学法<sup>(10)</sup>が2009年7月24日に成立した。翌2010年1月1日に施行され、新法に基づく大学運営が開始された<sup>(11)</sup>。大学が運営・経営面で一層の自律性を確保できるよう、①大学の法人化、②大学経営への外部人材の登用、③国内外からの資金調達促進などを定めた<sup>(12)</sup>。

大学の法人化に関しては、大学法に基づく公的な法人への移行もしくは私法に基づく財団により運営される大学に改編することとした<sup>(13)</sup>。ほとんどは大学法による大学法人へ移行したが、Aalto-yliopisto (Aalto University、アアルト大学)とTampereen teknillinen yliopisto (Tampere University of Technology)の2大学が財団立大学になった<sup>(14)</sup>。また、高等教育機関を統合し削減することになり、当時20の大学および26のポリテクニク(応用科学大学)があったが、2012年までに16大学、18ポリテクニク程度に統合することを目標とした。同時に教育文

化省は、大学統合に際して数か年にわたる追加的な財政支援を実施することにした<sup>(15)</sup>。

これらを通じて、多様な財政基盤の構築、国際的な競争資金の確保、海外の大学・研究機関との協力、重点研究分野への効果的な予算配分、質の高い教育研究の確保、イノベーションシステムにおける役割の強化など、国際的環境変化に適した大学運営を目指した。

#### (2) 大学統合の進展

フィンランドでは1950年代の地域開発政策で、9の総合大学(複数の分野を持つ大学)を全国に分散させた<sup>(16)</sup>。結果的に、相対的に人口の多い首都ヘルシンキには大学数が少なく、地方には小規模な大学が多く配置された。その結果、学生数39,000人のヘルシンキ大学がある一方で、250人の学生しかいないKuvataideakatemia (Academy of Fine Arts)まで、大学の規模に大きい格差が生じた。そこで改正大学法は、地域の高等教育機関を統合することを企図した。

統合には、地域内での統合、ヘルシンキ首都圏での統合およびアアルト大学の創設の3種がある。いずれも大学法や政府がトップダウンで統合を決めるのではなく、大学間の交渉に委ねられたので、実現した時期や形態にはバラつきがある。一部には法律改正以前から交渉が進め

(8) 欧州ではボローニャ・プロセスによる各国の高等教育制度の改革、EUの高等教育卒業生の拡大政策などが推進されている。本稿ではこれらに明示的には言及しないが、これらは高等教育機関の増加や規模拡大、財政負担の増加、学生や研究者の国際的移動の増加に伴う大学間格差の顕在化などをもたらし、大学間統合・連携の誘因の一つとなっている。

(9) 佐野彰「大学と社会のコラボレーションに必要な要素とは?」『九州産業大学芸術学会研究報告』42巻, 2011, pp.153-164.

(10) Yliopistolaki, L:n 558/2009.

(11) 日本学術振興会ストックホルム研究連絡センター「北欧の学術研究の動向(2009年7月23日)」<<http://www.jsps.go.jp/j-news/data/kaigai06/08.pdf>>

(12) 「フィンランド 教育の今と社会システム」『教育学術新聞』2010.7.14, p.4.

(13) 日本学術振興会ストックホルム研究連絡センター 前掲注(11)

(14) Ministry of Education and Culture, "Universities and University Networks." <<http://www.minedu.fi/OPM/Koulutus/yliopistokoulutus/yliopistot/?lang=en>>

(15) 日本学術振興会ストックホルム研究連絡センター 前掲注(11)

(16) Timo Aarrevaara et al., "Brave new world: Higher education reform in Finland," *Higher Education Management and Policy*, 21(2), 2009, pp.89-106. <doi:10.1787/hemp-21-5ksj0twnffvl>

られ、2010年1月1日の新法に基づく大学運営の開始時に新大学を発足させたケースがある一方で、発足が遅れたもの、いまだに発足していないものもある。

統合および統合交渉の状況を表2に整理した。すべて合同による統合である。2013年1月現在でフィンランドの大学数は14になり、当初の予定よりも早く統合が進んでいる。

### (3) アアルト大学の創設

アアルト大学は Teknillisen korkeakoulun (ヘルシンキ工科大学)、Helsingin kauppakorkeakoulun (ヘルシンキ経済大学)、Taideteollisen korkeakoulun (ヘルシンキ芸術デザイン大学) の合同により 2010年に設立された。アアルト大学の創設には顕著な特色がある<sup>(17)</sup>。①世界級大学 (world class university) の創出を目指す、単なる合併では規模も小さく困難なので、②デザインを通じたイノベーション指向の大学というコンセプトを打ち出した。また、大学合併では参加大学のうち一番有力な大学の名称を残す

ことが多いが、③大胆に名称を変更し、しかもアアルト (Alvar Aalto, 1898-1976) というフィンランドが生んだ世界的な建築家であり、同時にデザイナー、都市計画家の人名を冠することで、デザインと技術を架橋してイノベーションを生み出す大学という強いメッセージを発した。

デザイン、ビジネス、技術の融合によるイノベーションの創出というコンセプトは、1995年から3大学が共同で運営していた International Design Business Management Program (IDBM) という修士レベルの副専攻プログラムがその源泉である。アアルト大学の試みは世界的に注目されており、日本でも紹介されている<sup>(18)</sup>。このように、アアルト大学の創設は、これからの時代に相応しい理念の大学を作るという、明確で前向きなビジョンによる戦略的統合であった。

国家的な期待も大きく、政府も潤沢な資金援助を約束した<sup>(19)</sup>。つまり、アアルト大学が財団立大学として必要な基金を集める際に、大学が民間から集めた資金の2.5倍の資金を政府が

表2 フィンランドにおける大学の統合および統合交渉

タイプ	新大学名等*	参加大学および統合に関する説明
地域内での統合	University of East Finland	University of Joensuu と Kuopio University が 2010 年に合同
	(Central Finland University)	University of Jyväskylä、University of Tampere、Tampere University of Technology が合同して Central Finland University を創設することが期待されているが、2008年に戦略的アライアンスを締結するにとどまる。なお、Tampere University of Technology は財団立大学へ移行。
	University of Turku	University of Turku と Turku School of Economics and Business Administration は 2008年8月にコンソーシアムを形成。2010年に合同し、新大学としての University of Turku を創設。
ヘルシンキ首都圏での統合	University of the Arts Helsinki	ヘルシンキ地域の Academy of Fine Arts、Sibelius Academy および Theatre Academy Helsinki が 2013年に合同
アアルト大学の創設	Aalto University	Helsinki University of Technology (ヘルシンキ工科大学)、Helsinki School of Economics (ヘルシンキ経済大学) および University of Art and Design Helsinki (ヘルシンキ芸術デザイン大学) が 2010年に合同。新大学は財団立大学。

\*原語での表記を省略し、英語表記のみ掲載する。参加大学についても同様。

(出典) Timo Aarrevaara et al., "Brave new world: Higher education reform in Finland," *Higher Education Management and Policy*, 21(2), 2009, pp.89-106. <doi: 10.1787/hemp-21-5ksj0twnffvl> および筆者が各大学のウェブページを調査し、最新状況を整理

(17) *ibid.*

(18) 佐野 前掲注(9)

(19) Aisha Labi, "University Mergers Sweep Across Europe," *Chronicle of Higher Education*, 57(18), 2011.1.7, pp.A1, A21-22. <<http://chronicle.com/article/University-Mergers-Sweep/125781>>

提供するというインセンティブを与えた。その結果、アアルト大学は2億ユーロ（1ユーロ＝130円換算で約260億円）の民間資金を獲得し、政府の出捐金も含めて合計7億ユーロ（約910億円）以上の基金を形成できた。

## 2 大学・研究機関全体の再編—デンマーク—

### (1) デンマークの大学改革

デンマークには管轄する省が異なる3種類の高等教育機関がある。すなわち、教育省が管轄する高等教育センター（現ユニバーシティ・カレッジ）、文化省が管轄する芸術関係の大学レベル高等教育機関、科学技術開発省が管轄する大学の3種である<sup>(20)</sup>。さらに、小国にもかかわらず高等教育機関の数が多く、細分化されていた。OECDも、多数の高等教育機関が1分野もしくは2分野しかなく、多分野を包含する総合大学の利点を享受できていないので、統合を考えるべきだと報告を出したほどである<sup>(21)</sup>。最終的には、大学は2007年1月に、高等教育センターは2008年1月に統合されることになるが、まず、そこにいたる経緯を紹介する。

2003年にデンマークは大学関係法の改正<sup>(22)</sup>を行った<sup>(23)</sup>。この改正で課題とされたのは、大学と社会との連携強化と大学運営の自律化である。従来、デンマークでは学長は学内から選出され、運営は大学内関係者で構成される運営委員会が担っていた。それに対してこの法律改正では、大学と社会の連携を強化するために、

学外委員が大幅に参加することになった。さらに、委員会が学長を指名し、学長が学部長を、学部長が学科長を指名するというトップダウンのマネジメント・システムを導入した。また、大学の法人化も実施された<sup>(24)</sup>。学外者の関与の拡大は、大学運営に外部から介入する趣旨のものではなく、大学と社会の連携の具現化であり、大学の自律性の強化を意図したものである。大学が優秀な労働力の育成や、国際競争力を有する製品等の開発につながる新たな知識創造を担う重要な存在として期待されるようになってきたことの現れである。

### (2) 国際競争力政策としての研究・高等教育システム改革

2005年にアナス・フォー・ラスムセン（Anders Fogh Rasmussen）首相（当時）は、デンマークの国際競争力向上に向けた戦略について検討するために「グローバリゼーション会議」を立ち上げ、翌2006年4月に国際化戦略をまとめた<sup>(25)</sup>。国際化戦略は研究・高等教育を重要課題と位置付け、積極的な目標を掲げた。主要な提言には、①2010年中に公的研究費をGDPの1%へ上げる、②大学に対する基本的な資金を教育研究および知識普及活動の評価に基づいて配分する、③政府研究機関を大学へ統合する、④特に理工系、情報通信技術、健康科学を中心に、博士学生奨学金およびインダストリアル PhD<sup>(26)</sup>を倍増する、⑤独立したアクレディター

(20) エバンシア・シュミット「デンマーク及び北欧の高等教育改革」国立大学財務・経営センター『国際シンポジウム「高等教育システムの改革とその結果」報告書』2009, pp.35-40.

(21) OECD, *Reviews of National Policies for Education: University Education in Denmark 2005*, 2005. <doi:10.1787/9789264009745-en>

(22) Lov om universiteter (universitetsloven) (LOV nr 403 af 28/05/2003).

(23) 日本学術振興会ストックホルム研究連絡センター「デンマークの研究・教育改革」『ストックホルムセンターだより（白夜の国々春夏秋冬）』(2), 2009.5.1, pp.14-16. <<http://jsps.addcms2.se/admin/UploadFile.aspx?path=UserUploadFiles/NLJapanese/JapaneseNL22.pdf>>

(24) Jan Petter Myklebust, "More autonomous universities," *University World News*, Issue 153, 9 January 2011. <<http://www.universityworldnews.com/article.php?story=20110107102835550>>

(25) The Danish Government, *Progress, Innovation and Cohesion: Strategy for Denmark in the Global Economy - Summary*, 2006. <[http://www.stm.dk/multimedia/PROGRESS\\_INNOVATION\\_AND\\_COHESION.pdf](http://www.stm.dk/multimedia/PROGRESS_INNOVATION_AND_COHESION.pdf)>

ション<sup>(27)</sup>機関を設立する、⑥若い世代の高等教育卒業生の割合を50%以上へ引き上げる、⑦高等教育機関の学生が規定の年数で卒業できるようにする、⑧大学の知識を社会で活用できるように、大学は研究成果の活用、外部機関との協力も目的とする、などがある。

前述のように2004年にOECDは、デンマークの教育政策のレビューを行った<sup>(28)</sup>。その報告書でも「政府の分野別研究機関のほとんどを大学へ統合し、研究機関へ配分されていた公的研究費を大学へ配分することを検討すべきである」と指摘していた。OECD報告の提起した政府研究機関の統合案は、国際化戦略でも採用されたのである。

### (3) 大学・研究機関の再編・統合へ

2006年の国際化戦略では触れられなかったが、政府はその後直ちに、2007年1月付で、国立研究機関を含めて、大学を統合する方針を打ち出した<sup>(29)</sup>。大学統合を通じて、教育における学際的協力の促進、柔軟で社会的妥当性のある学位課程の提供、EUの研究資金配分の獲得の拡大、研究成果の社会的影響の向上、イノベーションのための産学連携の促進、公的研究部門と分野別省庁との関係改善を目指した。

大学間の合併に関しては、大学法を改正して強制的に進めることも可能であるが、議会が賛同しなかったため、科学技術開発省は統合を示唆するだけで、統合の相手や形態は大学の自発性に委ねた。研究機関にも理事会の合意を求め

た。そのため、政府は12大学、13政府研究機関を6大学へ集約することを望んだが、実際には8大学への統合にとどまり、政府研究機関もいくつか残った。表3に大学および政府研究機関の合併の結果を整理した。

## 3 エリート大学を目指して有力大学と研究機関を統合—ドイツ—

### (1) 第1ラウンドのエクセレンス・イニシアティブ

ドイツの高等教育は、すべての大学は同等であるという理念の下で営まれてきたが、2000年代に入って以来、そのような伝統的な大学像を否定する方向へと、急速に大学改革を進めた。競争原理に基づく大学への資金援助政策であるエクセレンス・イニシアティブ(Exzellenzinitiative)はその象徴である。

2005年6月に連邦と州は「ドイツの大学における学術および研究の促進に関する連邦と州のエクセレンス・イニシアティブ協定」を締結し、エクセレンス・イニシアティブが開始されることになった<sup>(30)</sup>。エクセレンス・イニシアティブは、①大学の先端的研究を助成し、ドイツの大学の国際的な可視性を高める、②大学における学術後継者のために卓越した条件を整備する、③学科、研究機関間の協力を深化させる、④研究の国際的なネットワークを強化する、⑤学術における男女平等を促進する、⑥ドイツにおける学術的な競争を強化し、学術スタンダードの質を幅広く改善することを目的とした。

(26) インダストリアル PhD とは、民間企業等が奨学金を出し、企業にとっても学術的にも意味のあるテーマで研究を進め、博士号を授与するデンマークの博士育成方式。社会で役に立つ博士の育成方式であると同時に、学生を媒介として指導教員と企業の共同研究、または大学から社会への知識移転としての機能も持っている。英国にも類似の方式がある。最近 EU 全体で同様の育成プログラムを実施し始めた。

(27) 大学の教育課程が適正であることを評価する機関。通常は政府から独立した第三者機関もしくは大学や学協会との連合体的機関がアクレディテーション機関となる。

(28) OECD, *op.cit.*(21)

(29) Ministry of Science, Technology and Innovation, *Danish University Evaluation 2009: Evaluation Report*, Copenhagen: Danish University and Property Agency, 2009. <<http://fivu.dk/en/publications/2009/files-2009/danish-university-evaluation-2009.pdf>>

(30) 木戸裕「ドイツ大学改革の課題」『レファレンス』700号, 2009.5, pp.9-32. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999609\\_po\\_070003.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999609_po_070003.pdf?contentNo=1)>

表3 デンマークにおける大学および政府研究機関の合併（2007年1月）

合併後の存続大学*	参加大学・政府研究機関
Technical University of Denmark (1大学 + 5研究機関)	Technical University of Denmark Risø National Laboratory Danish Institute for Food and Veterinary Research Danish Institute for Fisheries Research Danish National Space Centre Danish Transport Research Institute
University of Copenhagen (3大学 + 0研究機関)	University of Copenhagen Danish University of Pharmaceutical Sciences Royal Veterinary and Agricultural University
IT University of Copenhagen	IT University of Copenhagen (統合せず)
Copenhagen Business School	Copenhagen Business School (統合せず)
Aarhus University (3大学 + 2研究機関)	Aarhus University Aarhus School of Business Danish University of Education Danish Institute of Agricultural Sciences National Environmental Research Institute
University of Southern Denmark (1大学 + 1研究機関)	University of Southern Denmark National Institute of Public Health
Aalborg University (1大学 + 1研究機関)	Aalborg University Danish Building Research Institute
Roskilde University	Roskilde University (統合せず)

\*原語での表記を省略し、英語表記のみ掲載する。参加大学等についても同様。  
 (出典) Ministry of Science, Technology and Innovation, *Danish University Evaluation 2009: Evaluation Report*, Copenhagen: Danish University and Property Agency, 2009, p.93. <<http://fivu.dk/en/publications/2009/files-2009/danish-university-evaluation-2009.pdf>> を参考に筆者作成

この目的を達成するために、エクセレンス・イニシアティブでは、①「大学院プログラム」(Graduiertenschule)の創設<sup>(31)</sup>、②大学をハブとする先端研究促進のためのエクセレンス・クラスター (Exzellenzcluster、以下「エクセレンス・クラスター」)の形成、③大学における先端研究のプロジェクト構築のための将来構想 (Zukunftskonzept、以下「将来構想」)の三つの競争的プログラムを実施した。エクセレンス・イニシアティブは2006-2011年の資金援助プログラムであり、5年間で①大学院プログラムに2億

2370万ユーロ (1ユーロ = 130円換算で約291億円、全体の11.4%)、②エクセレンス・クラスターに11億7980万ユーロ (約1534億円、59.9%)、③将来構想に5億6560万ユーロ (約735億円、28.7%)の支出が計画された<sup>(32)</sup>。資金の75%が連邦政府の負担である<sup>(33)</sup>。大規模な資金を要する事業であるが、2000年に行われた第三世代携帯電話のための周波数割当てで政府が得た資金の一部を充てた<sup>(34)</sup>。欧州ではオークション方式で周波数の割当てを行ったため高額での落札が続いていた。中でもドイツは、5兆600億円

(31) ドイツの大学は博士を育成していたが、米国流の大学院制度は存在せず、組織的な博士の育成は行われていなかった。クラウディアス・ジェレット「研究と大学院教育のドイツ・モデル」バートン・クラーク編著 (潮木守一監訳)『大学院教育の研究』東信堂, 1999, pp.16-63.(原書名: Burton R. Clark, *The Research foundations of graduate education*, 1993.)

(32) 全体では5年間で19億6910万ユーロ (1ユーロ = 130円換算で約2560億円)の規模になる。2007-2013年に日本で実施されたグローバルCOEプログラムの予算総額は約1500億円である。

(33) 文部科学省科学技術政策研究所「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析 (第3期科学技術基本計画のフォローアップに係る調査研究)」『NISTEP REPORT』117, 2009.3, p.222.

(34) Michael Gardner, "Excellence Initiative gets strong backing," *University World News*, Issue 39, 3 August 2008. <<http://www.universityworldnews.com/article.php?story=20080731153656990>>

の高収入を得ることができ<sup>(35)</sup>、その資金の一部を高等教育や研究の改革に振り向けた。

募集は2006年と2007年の2回に分けて行われた。採択数は2回の合計で、①大学院プログラム39、②エクセレンス・クラスター37、③将来構想9である<sup>(36)</sup>。なお、将来構想は、大学院プログラム、エクセレンス・クラスターの両方に採択されていることが申請資格であり、大学院プログラム、エクセレンス・クラスター、将来構想の3プログラムすべてに採択された大学は「エリート大学」(Elite-Uni)と呼ばれることになった<sup>(37)</sup>。

## (2) 第2ラウンドのエクセレンス・イニシアティブ

エクセレンス・イニシアティブが始まると評判はよく、事業開始2年後の2008年には、事業の運営を担当していたドイツ研究振興協会(Deutsche Forschungsgemeinschaft: DFG)と学術審議会(Wissenschaftsrat: WR)がエクセレンス・イニシアティブの中間評価結果を発表した。エクセレンス・イニシアティブにより、大学に新しいポストが創設され、研究・教育の質的向上をもたらし、若い大学人のキャリア見通しが改善され、機関内、機関間の協力体制が改善した等の効果があったとして、プログラムを継続させ、さらに新しいラウンドでは予算を20~30%増加させるべきだと提言した<sup>(38)</sup>。

2010年には、DFGとWRがエクセレンス・イニシアティブの第2ラウンド(2012-2017年)を実施することを発表し<sup>(39)</sup>、2010年の予備申請から手続きが開始され、2012年には最終的な採択結果が公表された<sup>(40)</sup>。採択数は大学院

プログラム45、エクセレンス・クラスター43、将来構想11であった。第1ラウンドの予算総額は19億ユーロ(1ユーロ=130円換算で約2470億円)であったが、第2ラウンドでは2017年までの5年間で24億ユーロ(約3120億円)である。第2ラウンドでも、予算のうち、75%を連邦政府が、25%を州政府が負担する。

第2ラウンドの開始に伴い、第1ラウンドによる支援は、2012年10月末で終了したが、第1ラウンドで採択され、第2ラウンドでの継続が認められなかった課題に対しては、支援を突然ゼロにするのではなく、1年目には第1ラウンド最終年度の予算の70%、2年目には40%を支援し、徐々に支援額を減らしてソフトランディングさせることになった。

## (3) 有力大学と有力研究機関の統合—カールスルーエ工科大学—

Karlsruher Institut für Technologie (KIT、カールスルーエ工科大学)設立構想は、第1ラウンドの「将来構想」に選ばれた。これはBaden-Württemberg(バーデン・ヴュルテンベルク)州にあるUniversität Karlsruhe(カールスルーエ大学)とForschungszentrum Karlsruhe(カールスルーエ研究センター)の統合構想である。カールスルーエ大学は、ドイツでも最古(1825年設立)の工科大大学である。ドイツの大学は州の財政的支援を主体としている。一方、カールスルーエ研究センターはヘルムホルツ(Helmholtz)協会の研究センターの一つで、ドイツの原子力研究の中心として設立されたが、1990年代初頭にドイツが核燃料サイクル・システム開発から撤退したのを機に、理工系を中

(35) 「携帯周波数の競売 米欧など先行採用」『日本経済新聞』2011.12.26, p.21.

(36) 木戸 前掲注(30), p.25.

(37) 木戸 前掲注(30), pp.25-26.

(38) Gardner, *op.cit.*(34)

(39) 日本学術振興会ボン研究連絡センター「エクセレンス・イニシアティブ第2ラウンドの開始」『独国学術事情(2010年5月15日)』<[http://www.jsps.go.jp/j-kaigai\\_center/data/news/2010/6.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/data/news/2010/6.pdf)>

(40) 日本学術振興会ボン研究連絡センター「エクセレンス・イニシアティブ第2ラウンド最終審査結果」『ドイツ学術情報(2012年4月~6月)』<[http://www.jsps.go.jp/j-kaigai\\_center/data/news/2012/ger\\_20120717.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/data/news/2012/ger_20120717.pdf)>

心とする総合研究機関へ転換した。ヘルムホルツ協会はドイツにおける公的研究機関の連合体であり、基本的な運営資金の9割を連邦、1割をセンターが設置されている州が負担して運営されている<sup>(41)</sup>。

カールスルーエ大学では、エクセレンス・イニシアティブの第1ラウンドで将来構想を含めて3提案が選ばれた<sup>(42)</sup>。将来構想に採択された2006年10月に統合構想の具体化を始め、2007年12月に統合契約を締結し、2008年2月にはKITが発足した。2009年4月には州がKITの設立を認可した<sup>(43)</sup>。同年7月には特別法としてカールスルーエ工科大学法<sup>(44)</sup>が制定され、それに基づき同年10月をもってKITがドイツでも他に類のない独自の形態の大学として法人化された。

旧カールスルーエ研究センター部分は連邦教育研究省(BMBF)の管轄下にあり、旧大学部分は州が所轄している。KITは、大学と公的研究機関の両方の顔を同時に持つ、特殊な形態の機関となっている。カールスルーエ研究センターはヘルムホルツ協会の研究センターの一つだったので、同協会から資金配分されてきたが、合併後も旧カールスルーエ研究センター相当部分の資金は、ヘルムホルツ協会から配分されている。合併後の2010年度の運営資金7億3100万ユーロ(1ユーロ=130円換算で約950億円)の財源は、連邦政府2億1000万ユーロ(約273億円)、州2億4000万ユーロ(約312億円)、外部資金2億8200万ユーロ(約367億円)となっ

ており、財源構成も独特である。KITの発足に当たっては、統合による研究力の向上という目的意識が強くあったが、統合後の日が浅いため、統合の効果はまだ十分発揮されていないと認識されている。

もともと両機関は近接しており、従来から連携・交流は盛んだった。研究センターの主要メンバーはカールスルーエ大学の教授を兼ね、学生たちの一部はカールスルーエ研究センターで研究に従事していた。両者の統合は実態としては決して唐突なものではないが、大学と研究機関という制度的基盤も財政基盤もまったく異なる機関を統合する大胆な構想であり、エクセレンス・イニシアティブがなかったら実現しなかっただろうと言われている<sup>(45)</sup>。なお、2011年に募集されたエクセレンス・イニシアティブの第2ラウンドの将来構想では、KITは採択されなかった。ただし、2年間は資金援助が継続することもあり、依然としてエクセレンス・イニシアティブの影響は残っているという。

前述のデンマークは小国ということもあり、大学と国立研究機関の合併という選択肢は首肯できる面もあるが、ドイツのような成熟した大学、公的研究機関が多数存在している国で、セクターを超えた統合は極めて大胆な決断だったといえよう。

(41) Michael Gardner, "Call for higher education reforms," *University World News*, Issue 71, 12 April 2009. <<http://www.universityworldnews.com/article.php?story=2009040920272344>>

(42) 三菱総合研究所『研究開発機関等における研究マネジメントにいかす評価の活用事例に関する調査・分析(文部科学省平成24年度研究開発評価推進調査委託事業報告書)』2013.2.15. <[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2013/08/12/1338316\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2013/08/12/1338316_01.pdf)>, <[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2013/08/12/1338316\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2013/08/12/1338316_02.pdf)>

(43) Gardner, *op.cit.*(41)

(44) Gesetz über das Karlsruher Institut für Technologie (KIT-Gesetz - KITG) vom 14. Juli 2009 (GBl. BW 2009, S.318).

(45) Aisha Labi, "Multibillion-Dollar Program Has Had Little Effect at German Universities, Report Says," *Chronicle of Higher Education*, July 23, 2012 (online). <<http://chronicle.com/article/Multibillion-Dollar-Program/133103/>>

#### 4 バーチャル総合大学の形成と大学合併—フランス—

##### (1) フランスの研究・高等教育の背景

フランスの大学は他の欧州諸国と同様に、すべての有資格者が入学でき、無償であり、大学間の格差は存在しないという理念に基づいていた。一方で、大学以外の専門高等教育機関として、グランド・ゼコール (grandes école) が存在し、そこでは入学時の選抜が行われる。中でも、伝統的な国立のグランド・ゼコールはエリート育成機関とされる。フランスの高等教育は伝統的に大学とグランド・ゼコールの二元制を特色としてきた。

学術研究に関しては、もっぱら国立科学研究センター (Centre national de la recherche scientifique; CNRS) や国立保健医学研究所 (Institut national de la santé et de la recherche médicale; INSERM) などの国立の学術研究機関が担ってきた。フランスでも省庁所管の行政的目的を持つ研究機関が多数あるが、CNRS や INSERM はこれらと異なり、学術研究を目的とし、自律的に運営されている。しかも CNRS の研究者数は1万人以上と非常に規模が大きい。大学は制度的には教育と研究を担うものとされてきたが、現実的には教育の比重が大きく、もともと研究機能は弱体であった。徐々に研究活動が活発になった後も、自立して研究活動を担うのではなく、CNRS 等のユニットを大学内へ設置し、そのユニットへ教員や大学院生が参加するという形をとってきた。このように学術的研究活動においても、非常に強力な公的研究機関と大学

の二元制があった。

このような二重の二元制の行き詰まりが徐々に顕著になってきた。2000年代前半以来発表されるようになった世界的な大学ランキングで明らかになったことは、フランスの大学は大学ランキングの上位にほとんど登場しないという現実である。このような中で、ジャック・シラク (Jacques Chirac) 大統領 (当時) の第2期目 (2002-2007年) には、大学や研究活動に関する議論が盛んになり、旧来のシステムを改革して、フランスの大学の研究力を他の先進諸国の大学に匹敵するレベルへ引き上げるべきだという政治的議論も登場する<sup>(46)</sup>。高等教育および研究に関するシステム改革が検討され、2006年4月に研究計画法<sup>(47)</sup>、2007年8月に大学自由責任法<sup>(48)</sup>が制定される。研究計画法に基づいて導入されたのが、研究・高等教育拠点 (pôle de recherche et d'enseignement supérieur、以下 PRES) である。

##### (2) 研究・高等教育拠点 (PRES)

研究計画法は研究活動に関わる各種の主体間の連携・協力を促進するために3種類の連携形態、すなわち研究・高等教育拠点 (PRES)、先端研究ネットワーク (réseaux thématiques de recherche avancée)、臨床研究センター (centres thématiques de recherche et de soins) を新たに導入した。このうち PRES は複数機関の連携体で、EPSCP (établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel)<sup>(49)</sup> に分類される高等教育機関を1以上含むことが条件と

(46) 大場淳「フランスの大学改革—サルコジ=フィヨン政権下での改革を中心に—」『大学論集』(広島大学高等教育研究開発センター) 41集, 2010.3, pp.59-77.

(47) 「研究のための2006年4月18日の計画法法律第2006-450号 (Loi n°2006-450 du 18 avril 2006 de programme pour la recherche)」; 伊地知寛博「解説: 研究のための2006年4月18日の計画法法律第2006-450号」『科学技術政策の国際的な動向 [資料編]』(調査資料2010-4) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2011, pp.103-108. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050692\\_po\\_201004.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050692_po_201004.pdf?contentNo=1)>

(48) 「大学の自由及び責任に関する2007年8月10日の法律第2007-1199号 (Loi n° 2007-1199 du 10 août 2007 relative aux libertés et responsabilités des universités)」; 鈴木尊紘「フランスにおける大学自由責任法」『外国の立法』no. 247, 2011. 3, pp. 30 - 53. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050611\\_po\\_02470002.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050611_po_02470002.pdf?contentNo=1)>

(49) 高等教育機関全般を指す法的名称。大学のほか、国立理工科大学、高等師範学校などを含む。

なっている。白鳥義彦神戸大学准教授<sup>(50)</sup>に基づいて、概要を紹介する。

PRESの法律上の設置形態は自由である。多様な形態を許しており、必ずしも法人格を取得する必要はないが、協定に基づく「コンソーシアム」としてEPSCP(高等教育機関)とは異なる法人格を取得することができる。EPSCPの中に位置付けられないのは、EPSCPに伴う規制等を排し、十分な自由度や機動性を確保するためである。研究計画法では科学協力公施設法人(établissement public de coopération scientifique: EPCS)、科学協力財団法人(fondation de coopération scientifique: FCS)<sup>(51)</sup>の2形態を新たに導入した。

科学協力公施設法人(EPCS)は、施設設備の共有、博士課程の活動の調整を行い、共同研究、国際的な地位の向上を目指す。一定の条件を満たせばPRESの名前で学位を授与する<sup>(52)</sup>権限が与えられる。なお、PRESの名前は自由に付けることができ、PRES全体にUniversitéという呼称を用いる例も少なくない。つまり、法的に合併をすることなく、バーチャルに総合大学化し、「…大学」という名称で研究活動や研究者養成、学位授与ができるので、あたかも合併するのと同じ効果を得ることができる。

PRESは2012年度現在26拠点設立されており、設立年別では2007年設立が9件、2008年2件、2009年4件、2010年6件、2011年1件、2012年5件である<sup>(53)</sup>。PRESの設置形態としては、科学協力公施設法人(EPCS)が23、科学協力財団法人(FCS)が3である。なお、後述するように、PRESを経ずに大学の合同を実現している例もあり、研究計画法以降、大学や高等教育機関のあいだの統合・連携が急速に進んだ。

PRESの設置は義務ではなく、参加する機関

の範囲も自由に設定できる。連携の形態も目的に応じて決められる。しかし、次項で述べるようにさまざまな財政的支援策も併せて用意されていることから、全大学の約85%はPRESに参加するか、すでに合併している。つまり、全国規模の大学統合をバーチャルに実現したとも言える。結果的には、合併に伴う困難を回避して、地域の分野別大学の連携による総合大学化、大規模化、大学とグランド・ゼコールの連携、高等教育機関と研究機関との連携、大学セクターにおける研究の重視、博士人材の組織的育成、地域社会との連携の強化など、「実」を優先した形である。トップダウンで大学の全国的な合併を一気呵成に進めたデンマークと対照的である。ただし、バーチャルな統合にも一長一短があり、のちにPRESの見直しにつながった。

### (3) PRESに対する財政的支援

#### (i) キャンパス計画

PRESの進展と合わせて財政的支援も講じた。「キャンパス計画」(Opération Campus)がその第一である。これは2008年に開始されたもので、PRESを対象として、老朽化した大学施設の改善のために資金を提供する競争的資金である<sup>(54)</sup>。この事業はニコラ・サルコジ(Nicolas Sarkozy)大統領(当時)の選挙公約の一つであり、PRESの中から10のセンター・オブ・エクセレンスを形成する狙いで、当初は50億ユーロ(1ユーロ=130円換算で約6500億円)の規模の支援が予定されていた。その原資としては、2004年に株式会社化したフランス電力公社の上場(2005年)に伴う株の売却益の3%相当が充当される予定であった<sup>(55)</sup>。2008年6月に6件<sup>(56)</sup>、同年7月に4件が採択された<sup>(57)</sup>。なお、

50) 白鳥義彦「フランスにおける『研究・高等教育拠点(PRES)』」『神戸大学文学部紀要』40, 2013, pp.119-240.

51) FCSは私法上の非営利法人として位置付けられる。「基金」の創設に主眼があり、教育や研究に関しては明示されていない。現実にも、研究機関を中心とする協力がFCSがみられる。

52) 日本の共同学部・共同研究科のように参加する大学の名称をすべて列挙するのではなく、また連合大学院のように特定の一大学の名称のみを記すのではない。

53) PRESが正式な合併(合同)に発展した例があるので合計は合わない。

54) 大場 前掲注(46)

限定された対象に選択的に巨額を投じるという政策は、それまでのフランスにおける大学の平等原則に終止符を打つものであり、大学自治の終焉だと言う者もいた<sup>(58)</sup>。

しかしながら、この「キャンパス計画」はほぼ失敗に終わった。当初のプランでは官民パートナーシップで、民間が施設の修繕、建設、保守を行い、国が20～30年にわたり借料を払い続ける方式を想定していたが、手続きが複雑等の理由で、5年間で一つも実現せず、50億ユーロ(約6500億円)の計画のうち2億ユーロ(約260億円)弱が使われたただけであった。その間にフランソワ・オランド(François Hollande)大統領が誕生し、社会党政権に交代した。新政権は、「キャンパス計画」を見直し、新規分については官民パートナーシップを前提としない方向に政策を転換した<sup>(59)</sup>。

#### (ii) 卓越した高等教育拠点プロジェクト

PRESへの第二の財政的支援策は、「卓越した高等教育拠点形成イニシアティブ」(Initiatives d'Excellence: Idex)である。これは、高等教育・研究への投資計画である「未来への投資」プログラム(Investissements d'Avenir)の一環として2010年4月に発表されたプログラムであり、世界一流の大学に匹敵する拠点を、5ないし10拠点形成することを目的とするものである<sup>(60)</sup>。

Idexは2011年7月4日に第一回目の採択プ

ロジェクトを発表した<sup>(61)</sup>。第一回目にはUniversité de Bordeaux (PRES ボルドー大学)、Université de Strasbourg (ストラスブール大学)、Paris Sciences et Lettres (PRES パリ学術・人文研究大学、パリ地域の13の高等教育・研究機関で構成されるコンソーシアム)の3拠点が採択された。2012年2月3日には第二回目の採択結果が発表された<sup>(62)</sup>。第二回の採択機関はAix-Marseille Université (エクス=マルセイユ大学)、Université de Toulouse (PRES トゥールーズ大学)、Fondation de coopération scientifique Campus Paris-Saclay (FCS キャンパス・パリ=サクレ)、Sorbonne Université (PRES ソルボンヌ大学)、Sorbonne Paris Cité (PRES ソルボンヌ・パリ・シテ)の5地域である。全採択プロジェクトに対し総額77億ユーロ(約1兆円)が支給される予定であり、採択された拠点は、今後10年間で世界のトップレベルの研究教育を行う大学になることが期待されている。

#### (4) 並行して進んだ大学の合併

PRESによる大学・研究機関連携が進展すると並行して、あるいは連携の延長線上で、大学の合併も進んだ<sup>(63)</sup>。2008年にはStrasbourg I、II、III(ストラスブール第一、第二、第三大学)が統合してストラスブール大学が設置されたほか、2011年には、Universités de Metz(メッス大学)、Nancy I、

55) Jane Marshall, "Government promises new campuses - for some," *University World News*, Issue 22, 6 April 2008. <<http://www.universityworldnews.com/article.php?story=20080404085145116>>

56) 日本学術振興会ストラスブール研究連絡センター「フランスにおける大学施設の改善について」2008.6.3. <[http://www.jsps.go.jp/j-kaigai\\_center/data/news/2008/03.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/data/news/2008/03.pdf)>

57) 日本学術振興会ストラスブール研究連絡センター「フランスにおける大学施設の改善について(第2次採択)」2008.8.5. <[http://www.jsps.go.jp/j-kaigai\\_center/data/news/2008/14.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/data/news/2008/14.pdf)>

58) Jane Marshall, "First super-campuses chosen," *University World News*, Issue 32, 15 June 2008. <<http://www.universityworldnews.com/article.php?story=20080613092922742>>

59) Jane Marshall, "Relaunch of huge Operation Campus funding plan," *University World News*, Issue 246, 1 November 2012. <<http://www.universityworldnews.com/article.php?story=201211011045179>>

60) 日本学術振興会ストラスブール研究連絡センター「卓越した高等教育研究拠点プロジェクト(initiatives d'excellence)への応募について」2010.10.7. <[http://www.jsps.go.jp/j-kaigai\\_center/data/news/2010/16.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/data/news/2010/16.pdf)>

61) 日本学術振興会ストラスブール研究連絡センター「フランス学術情報(平成23年7月分)」2011.7.18. <[http://jsps.unistra.fr/uploads/media/2011.07\\_actualites.pdf](http://jsps.unistra.fr/uploads/media/2011.07_actualites.pdf)>

62) 日本学術振興会ストラスブール研究連絡センター「フランス学術情報(平成24年2月分)」2012.2.14. <[http://www.jsps.go.jp/j-kaigai\\_center/data/news/2012/str\\_20120214.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/data/news/2012/str_20120214.pdf)>

Nancy II (ナンシー第一、第二大学)、INP de Lorraine(国立ロレーヌ理工科大学)が合併して Université de Lorraine(ロレーヌ大学)に、Aix-Marseille I、II、III (エクス第一、第二、第三大学)が合併してエクス=マルセイユ大学になった。

これらの合併は、基本的には各都市に設置されていた分野別大学の合併による総合大学化であり、その意味では、1960年代末にフランスの各大学が分野別大学へ分割される以前の姿に戻ったともいえる。また、ストラスブール大学の場合は1990年代初頭から学生サービスを共同化するなど連携関係が存在していた<sup>(64)</sup>。ロレーヌ大学は、大学に加えて大学以外の高等教育機関であるINP(Instituts nationaux polytechnique、国立理工科大学)を含めた合併であり、合併後の名称に「大学」がついているが、法的には大学ではなく Grand établissement<sup>(65)</sup>になった。なお、前述のように、ストラスブール大学やエクス=マルセイユ大学は Idex 等の支援を受けており、世界級大学への成長が期待されている。

#### (5) オランダ新政権での見直し

2012年5月15日にオランダ大統領が就任した。オランダ政権は社会党政権であり、保守系の前政権の政策の方向性を大きく変える可能性がある。教育・研究政策でも見直しが進むものと思われるが、本稿と関連する政策に関しては、PRESなどの大学間連携施策を変更する法案が提出され、2013年7月に成立した。

高等教育・研究大臣は2012年7月に、高等

教育諮問委員会を発足させることを発表した<sup>(66)</sup>。発表によると、大学自由責任法や研究計画法を修正する法案を国会に提出することを前提に、諮問委員会を設け、そこで「すべての学生の成功」、「研究の再編成」、「高等教育施設のガバナンスとキャンパス・ネットワークの再点検」に関して検討した。「研究の再編成」では大学、国の研究機関、グラント・ゼコールその他の役割の明確化、高等教育機関の自治形式のあり方や機関間の協力形式が検討された。諮問委員会は最終的に121項目の提案をまとめた。政府は諮問委員会の報告に基づき、「高等教育・研究の方向付けに関する法案」<sup>(67)</sup>を2013年3月20日に議会へ提出した<sup>(68)</sup>。

その後、法案の修正を経て、最終的には7月10日に修正案が可決され、7月22日に「高等教育および研究に関する2013年7月22日の法律第2013-660号」<sup>(69)</sup>(以下、高等教育・研究法)として公布された。当初提出された法案と比べると、成立した法律では多くの修正が加えられているが、少なくともPRES等の大学・高等教育機関の協力方式の変更に関する部分は、文言の追加や修正があるものの本質的な修正はされなかった。

#### (6) 高等教育・研究法における高等教育・研究機関連携

法案説明資料<sup>(70)</sup>中の施策第14によると、法改正により、2006年の研究計画法で導入されたPRES(研究・高等教育拠点)、先端研究ネットワー

<sup>(63)</sup> Ministère de l'éducation nationale, *Ministère de l'enseignement supérieur et de la recherche, Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche - édition 2012*, 2012, p.73. <[http://cache.media.education.gouv.fr/file/2012/36/9/DEPP-RERS-2012\\_223369.pdf](http://cache.media.education.gouv.fr/file/2012/36/9/DEPP-RERS-2012_223369.pdf)>

<sup>(64)</sup> 日本学術振興会ストラスブール研究連絡センター「ストラスブール大学の誕生について」2009.1.15. <[http://www.jsps.go.jp/j-kaigai\\_center/data/news/2008/32.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/data/news/2008/32.pdf)>

<sup>(65)</sup> 直訳すると「大規模施設」であるが、「その他の高等教育機関」といった意味合いの法的地位。

<sup>(66)</sup> 日本学術振興会ストラスブール研究連絡センター「フランス学術情報(平成24年7月分)」2012.7.18. <[http://www.jsps.go.jp/j-kaigai\\_center/data/news/2012/str\\_20120718.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/data/news/2012/str_20120718.pdf)>

<sup>(67)</sup> Projet de loi d'orientation pour l'enseignement supérieur et la recherche.

<sup>(68)</sup> 日本学術振興会ストラスブール研究連絡センター「フランス学術情報(平成25年4月:高等教育・研究の方向付けに関する法案)」2013.4.19. <[http://www.jsps.go.jp/j-kaigai\\_center/data/news/2013/str\\_20130419.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/data/news/2013/str_20130419.pdf)>

<sup>(69)</sup> Loi n° 2013-660 du 22 juillet 2013 relative à l'enseignement supérieur et à la recherche.

ク、臨床研究センター、および PRES の法的形態である EPCS (科学協力公施設法人) を廃止し、PRES を新たに規定する「大学・高等教育機関共同体 (communautés d'universités et d'établissements、以下 CUE)」に転換させ、EPSCP (高等教育機関) の中に位置付ける方針を示した。

すでに述べたように 2006 年の研究計画法は、PRES やその法的形態である EPCS (科学協力公施設法人) を、高等教育機関の法的枠組みである EPSCP から切り離すことで柔軟な運営を実現させようとしたが、新法ではそれを高等教育機関の枠組みの中へ取り込み、明確に高等教育機関の一形態として位置付けようとしている。これは、PRES をはじめ、先端研究ネットワーク、臨床研究センター、EPCS (科学協力公施設法人) などの多様な組織形態が登場し、それらと高等教育機関とが重層的に存在する複雑化しすぎた状況を簡素化し、対外的にもわかりやすいものにする狙いがある。

成立した高等教育・研究法における大学統合・大学間連携に関する改正の主要事項は以下のとおりである。

- ①PRES の廃止 (高等教育・研究法 10 条、以下同様)  
教育法典 L.123-5 条 (公的高等教育の役割) から PRES に関する記述を削除
- ②大学・高等教育機関共同体 (CUE) の導入 (42 条)

教育法典 L.711-2 条 (EPSCP のタイプを規定) に追加

- ③機関の協力と統合の形態を法的に整理 (62 条から 67 条)

教育法典 7 編 1 章に VIII bis 節「機関の協力と統合」(718-2 条から 718-16 条) を追加

- ④EPCS の廃止と CUE への移行 (67 条)

研究法典に規定されていた EPCS を廃止

この結果、教育法典 L.711-2 条で規定される EPSCP の種類は、①大学および国立理工科大学、②大学でないエコールや学院<sup>(71)</sup>、③高等師範学校、国外のフランス学校、その他の高等教育機関<sup>(72)</sup>、④大学・高等教育機関共同体 (CUE) となり、CUE も高等教育機関の一種として明確に位置付けられることになった。また、教育法典に追加された 7 編 1 章 VIII bis 節「機関の協力と統合」(718-2 条から 718-16 条) は、大学統合・大学間連携の枠組みを法律に明記したものである。統合・連携の形態 (718-3 条) は、①合併による新機関の設立、② CUE の形態をとる連携、③協定に基づくあらゆる種類の連携 (高等教育機関間のみならず官民の各種機関との協定に基づく連携全般) の 3 種に整理された。

なお、法律は本稿執筆中に成立したばかりであり、既存の PRES がどのように変化していくのかは、現段階では判断がつかない<sup>(73)</sup>。PRES は主として研究の観点からバーチャルに総合大学化を実現するもので、その高等教育機関としての法的位

(70) Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche, *Projet de loi d'orientation pour l'enseignement supérieur et la recherche - dossier de présentation*, 2013. <[http://cache.media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/Loi\\_ESR\\_2013/90/7/dossier-presse-final-projet-loi-esr-mars-2013\\_244907.pdf](http://cache.media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/Loi_ESR_2013/90/7/dossier-presse-final-projet-loi-esr-mars-2013_244907.pdf)>

(71) 具体的には、中央学院 (école centrale)、技術大学 (université de technologie)、国立応用科学院 (institut national des sciences appliquées) の学校種が含まれる。

(72) 具体的には、高等師範学校 (école normale supérieure)、国外のフランス学校 (école française à l'étranger、国外に在住するフランス人のための高等教育機関)、特別高等教育機関 (grand établissement) の学校種が含まれる。なお、EPSCP に含まれない高等教育機関として、技師学校 (écoles d'ingénieurs)、商業学校 (école de commerce)、鉱山学校 (école des mines)、その他の高等教育担当省以外の省庁が所管する高等教育機関などが存在する。これらの EPSCP に含まれない高等教育機関のうちの多数が、グランド・ゼコール (grandes écoles) であり、国立理工科学院 (École polytechnique) 等の有名な国立のグランド・ゼコールもこれに含まれる。

(73) 高等教育・研究法 117 条は、移行措置として、すでに設立されている EPCS については、CUE へ移行することを定めている。EPCS の権利、雇用契約を含む義務、所属する学生も CUE へ引き継がれる。また、EPCS に認められていた国家学位の授与については、少なくともすでに入学していた学生については CUE が学位を授与することになる。

置付けは必ずしも明確でなかった。高等教育・研究法は、CUEを導入することで連携体をむしろ高等教育機関として法的に位置付けた。CUEを構成する高等教育機関も法的に規定された機関であることから、CUEは本稿の分類枠組みでいえば準合併（連合：federationもしくは提携：affiliation）の方向に展開していく可能性がある。

### Ⅲ 英米の自律的大学システムにおける統合・連携

#### 1 大学制度の伝統に根ざした多様な統合・連携—イギリス—

##### (1) イギリスの大学制度と統合・分離

英国の大学の発展は、大学統合の歴史と言っても過言ではない。オックスフォード、ケンブリッジは多数の学寮（カレッジ）の連合体として成立し、比較的最近まで新たな学寮をメンバーとして迎え入れてきた。University of London（ロンドン大学）も多数の高等教育機関

の連合体であるが、オックスブリッジとは性格が異なる。もともと学位授与権を持たない機関（university college）が、ロンドン大学に参加することで、学生にロンドン大学の学位を授与するというシステムを形成していた。これが validation（認定）と affiliation（提携）の原理である（コラム参照）。これだけならば一方的に統合が進むことになり、ロンドン大学は際限なく肥大化することになるが、一方で、ロンドン大学の下で経験を積み、教学上の質保証が十分に行えるようになり、一定の条件を満たすと、学位授与権を持つ university として、ロンドン大学から独立する動きも出てくる。英国ではかつて、博士号を含む学位授与権を持つ総合的な高等教育機関だけが認可を得て university と称することができた<sup>(74)</sup>が、university の地位を得るということは、ロンドン大学から分離・独立することを意味する。

Imperial College London（インペリアル・カ

#### Validation とは

UNESCO の辞典\*によると、英国の高等教育制度における「validation とは、高等教育機関における学習コースが十分に高い水準の適切な内容であることの認定であり、認定機関もしくは学位授与機関により認定される（p.223）。university は、外部の validation の対象にはならず、各大学独自の学位を授与する権利を有する。university college は固有の学位を授与する権限が与えられていない（p.227）。」とされる。これが validation の基本的なシステムである。このとき、認定機関側の大学を recognised body（学位授与権を公的に認可：recognise されている機関の意）、被認定機関を listed body と表現する場合もある。

被認定機関は、認定機関である大学の学位を授与することになる。このような認定機関と被認定機関の関係を affiliation と言い、被認定機関は affiliated institution（提携機関または系列機関）と言われる。

2003年の高等教育白書「高等教育の未来」<sup>(75)</sup>で高等教育の拡大が提起されたことをうけて、2004年9月に university の認可基準が緩和され、「研究学位課程の設置および幅広い分野をカバーする」という条件が外された<sup>(76)</sup>。そのため、多くの university college が university の地位を得て、学位授与権を獲得することになった。現在は高等教育機関の地位としての university college と、名称としての university college は必ずしも一致しなくなっている。

university の地位を獲得するという事は、それまで validation を担い、学位を授与してきた大学からの独立を意味している。そのため、制度改正後に分離・独立した高等教育機関が多数ある。ウェールズの事例でも紹介するように、分離・独立は経営的に不安定な小規模大学の乱立という事態を招き、逆にそのことが合併の誘因になるという逆説的な面もある。

\*CEPES (UNESCO European Centre for Higher Education), *Multilingual lexicon of higher education, volume 1: Western Europe and North America*, München: K.G. Saur, 1993.

(74) 村田直樹「イギリスの大学・学位制度—イングランドを中心に」『大学と学位（大学評価・学位授与機構研究報告）』1号、2010.7, pp.11-91. <[http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2010/09/01/no8\\_gakuitodaigaku.pdf](http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2010/09/01/no8_gakuitodaigaku.pdf)>

(75) Department for Education and Skills, *The Future of Higher Education*, 2003.1. <[http://bis.gov.uk/assets/biscore/corporate/migratedd/publications/f/future\\_of\\_he.pdf](http://bis.gov.uk/assets/biscore/corporate/migratedd/publications/f/future_of_he.pdf)>

(76) 村田 前傾注<sup>(74)</sup>

レッジ<sup>(77)</sup>)は、1980年代末から医学系高等教育機関や病院を合併し続け、医学分野へ進出した。一時、University College of London (UCL)との合併話も浮上した<sup>(78)</sup>が、結局は破談した。そのような経過を経て、インペリアル・カレッジは創立100周年の2007年にロンドン大学から分離し、独立した「大学」としての地位を得た。インペリアル・カレッジの独立は他のカレッジにも影響を与え、UCL、London School of Economics and Political Science、King's College Londonも独自の学位授与を目指すことになった<sup>(79)</sup>。なお、これら3機関は、その後学位授与権を得たが、ロンドン大学を構成する機関としてとどまっている<sup>(80)</sup>。

新たに学位授与権を獲得し、分離・独立した大学は、地域の高等教育機関の発展の過程で周辺の高等教育機関の認定を行うなど、ロンドン大学と同様の役割を果たすことになる。このように、英国の大学制度は、拡大のための自律的メカニズムを内包している。

## (2) 成功例としてのマンチェスター大学

2004年10月にUniversity of Manchester Institute of Science and Technology (UMIST)とVictoria University of Manchester (VUM)が合併(合同)して、University of Manchester(マンチェスター大学)が設立された<sup>(81)</sup>。当時も有力大学同士の合併として注目されたが、今

日では近年の英国における大学統合の成功例として参照されている。

両大学のキャンパスは近く、もともとUMISTはVUMの工学部として存在していたことがあり、分離後もUMISTはVUMの学位を授与する関係にあった。さらに、School of MaterialやSchool of Civil Engineeringは、2大学による共同学部であった<sup>(82)</sup>。学生寮などの学生サービスも共有しており、両者の関係は非常に強かった。2001年から両大学の連携について見直しをする中で合併案が浮上した。合併により研究資金獲得額等でオックスフォード、ケンブリッジ、インペリアル・カレッジ、UCLに続く英国第5の大学になり、国際的競争力のある大学になることを狙った。2002年10月には合併が同意された。

政府も大学統合・大学間連携を推奨し、2003年の白書『高等教育の未来』<sup>(83)</sup>で大学間連携に対して追加的な財政的支援することを提言した。マンチェスター大学は、合併に際して施設設備等に2.5億ポンド(2004年終値1ポンド=約196円で換算して、約490億円)、その他に4000万ポンド(約78億円)の投資を行ったが、そのうち6500万ポンド(約127億円)が公的支援で賄われた<sup>(84)</sup>。このような財政的裏付けも合併を促進したと思われる。

合併はうまくいったと評価されている。英国における大学の研究評価であるRAE<sup>(85)</sup>におい

(77) 正式名称はImperial College of Science, Technology and Medicineだが、Imperial College LondonおよびImperial Collegeも商標登録され、用いられている。

(78) Sarah Cassidy, "Imperial College and UCL in merger talks to create 'the world's number one university'," *Independent*, Oct 15, 2002, p.7.

(79) Polly Curtis, "Break-up threat to University of London: Imperial leads colleges' move to award own degrees," *Guardian*, Jul 30, 2005, p.2. <<http://search.proquest.com/docview/244150985>>

(80) これら3機関とロンドン大学との関係は提携から連合へと発展したと言える。ただし、ロンドン大学は学位授与権を持たない多数の提携機関を抱えており、その点では今でも提携により統合された大学と言える。

(81) 両角亜希子「マンチェスター大学の合併」『IDE・現代の高等教育』463号, 2004.9, pp.72-77.

(82) 三菱総合研究所 前掲注(42)

(83) Department for Education and Skills, *op.cit.*(75)

(84) HEFCE, *Collaborations, alliances and mergers in higher education* (2012/21), 2012, p.15. <<http://www.hefce.ac.uk/media/hefce/content/pubs/2012/201221/Collaborations%20alliances%20and%20mergers%20in%20HE.pdf>>

て評価が向上したことは、簡明で説得力のある指標である。すなわち、2001年の評価ではUMISTは12位、VUMは18位程度だったが、最近のRAEではマンチェスター大学の順位は3~4位になった<sup>(86)</sup>。Higher Education Funding Council England (HEFCE)<sup>(87)</sup>の報告書<sup>(88)</sup>も、当初は研究に重点を置いたが、のちには教育にもバランスよく配慮するようになり、研究水準の向上のみならず、優れた研究者や学生を引き付けることに成功したと紹介している。成功の要因として、ビジョンを共有したこと、形の上だけの合併を急がず、学生、教員その他の関係者とのコミュニケーションを重視したこと、新大学の経営層を外部から選考したことなどを挙げている。

### (3) ウェールズ地方での大学統合をめぐる混乱

#### (i) 大学の独立と初期の合併問題

University of Wales (ウェールズ大学)は、イングランドにおけるロンドン大学のように、かつてはウェールズ地方における唯一の学位授与機関であった。しかし、徐々に提携関係にある機関が独立し、独自に学位授与を行うようになり、2004年までには多くが大学として独立した。その結果、従来はウェールズの高

の中心にあったウェールズ大学が域内での validation 機能を後退させ、その存在理由が希薄になる一方、独立した中小規模の大学が多数分立するという状況が生じた。このような背景のため、2000年代に入りウェールズ地方では大学統合が政策的に議論されることになった。

ウェールズ政府<sup>(89)</sup>は2002年2月に高等教育戦略『Reaching Higher』をまとめた<sup>(90)</sup>。この戦略は、高等教育セクターの管理コストや各大学の間接的経費を削減したり、研究資金の獲得力を高めたりするために、高等教育セクターの再編成が必要だとした。そこで同年に、Higher Education Funding Council for Wales (HEFCW)<sup>(91)</sup>は、Reconfiguration and Collaboration (R&C) fund (再編・協働資金)を創設するとともに大学の再編・統合に乗り出した<sup>(92)</sup>。

2002年から2004年にかけて、R&C fundの支援の下にCardiff UniversityがUniversity of Wales College of Medicineを合併し、ウェールズ大学から離脱した。同時に、University of Wales Institute, Cardiff (UWIC、後のCardiff Metropolitan University)とUniversity of Glamorganとの合併に向けた議論も行われたが合意には至らなかった。

<sup>(85)</sup> Research Assessment Exercise. 英国の大学に対する基盤的経費のうち研究費相当分については、RAEに基づいて配分される。なお、2014年からはResearch Excellence Framework (REF)に変更される。

<sup>(86)</sup> 三菱総合研究所 前掲注(42)

<sup>(87)</sup> イングランド高等教育財政審議会。英国では、大学を含む高等教育機関に対する基盤的資金の配分機関が地方ごとに置かれている。ただし、地方により機関の形態は若干異なる。イングランドにおける資金配分機関がHEFCEである。

<sup>(88)</sup> HEFCE, *op.cit.*(84), pp.15-16.

<sup>(89)</sup> ウェールズ地方は歴史的にイングランドと一体的に統治されてきたが、住民投票の結果に基づき1999年に議会に相当するNational Assembly for Walesが創設されるとともに、行政府Welsh Governmentが置かれ、ウェールズ地方の行政サービス(高等教育を含む)を担うことになった。本稿では両者の総称としてウェールズ政府と言う。

<sup>(90)</sup> Welsh Assembly Government, *Reaching Higher: Higher Education and the Learning Country, A strategy for the higher education sector in Wales*, March 2002. <[http://wales.gov.uk/dcells/publications/policy\\_strategy\\_and\\_planning/furtherandhighereducation/reaching/reachinghighere.pdf?lang=en](http://wales.gov.uk/dcells/publications/policy_strategy_and_planning/furtherandhighereducation/reaching/reachinghighere.pdf?lang=en)>

<sup>(91)</sup> ウェールズ高等教育財政審議会。HEFCW自体はウェールズ政府が設立する以前から存在していたが、ウェールズ政府成立後はその資金で運営されている。

<sup>(92)</sup> National Assembly for Wales, *Higher Education Reconfiguration*, 2007. <<http://www.assemblywales.org/tb-07-020.pdf>>

(ii) 大学合併をめぐる混乱

ウェールズ政府は2009年に新たな高等教育戦略<sup>(93)</sup>を発表した。これを契機として、合併に向けた政策的議論の第二幕が開いた。そこでは前述のUWICをどの大学と統合させるか、validation機関としての役割を後退させたウェールズ大学をどのような形で残すか、の2点を軸に議論が進んだが、UWICが他大学との合併を拒み続けたこと、ウェールズ大学にスキャンダルが発覚したことのため混乱が生じている。その間の推移を表4にまとめる。

(iii) Cardiff Metropolitan Universityを中心とする合併問題

UWICを中心とする合併に関しては、2011年2月にUniversity of Wales, Trinity Saint David (UWTSD)とSwansea Metropolitan University (Swansea Met)との統合案が出たが、2011年7月にUWICはこれを拒絶した。それを受けてHEFCWは、過去にも話題に上ったことがあるUWICとUniversity of Glamorganとの合併に、さらにUniversity of Wales, Newportを加

える統合案を提示した。しかし、同年10月には再びUWICがこれを拒否した。その結果、政府はUniversity of GlamorganとUniversity of Wales, Newportの合同を先行させることにし、2015年にCardiff Metropolitan University (2011年にUWICから名称変更)を後から統合させることにした。University of GlamorganとUniversity of Wales, Newportは2013年に合同し、University of South Walesとなった。ただし、Cardiff Metropolitan Universityが訴訟に出る可能性も指摘されている<sup>(94)</sup>。

(iv) ウェールズ大学の去就

ウェールズ地方内の大学が次々と学位授与権を獲得し、独立していく中で、ウェールズ大学本体は認定(validation)の権利を利用して、ウェールズ域外の機関に対して高等教育課程の認定を行ったことが問題を引き起こすことになる。認定先は、必ずしも大学とは限らず、認定に足る教育プログラムが提供されていれば民間企業でも認定できる。この仕組みを利用して、ウェールズ大学は認定収入を増やし、2009年

表4 ウェールズにおける合併をめぐる動き

2010年11月18日	Trinity University CollegeとUniversity of Wales, Lampeterが合同し、University of Wales, Trinity Saint David (以下、UWTSD)設立
2010年11月24日	HEFCWがウェールズの5大学の財政的持続可能性に懸念を表明
2010年12月3日	ウェールズ政府教育大臣が、ウェールズの大学は「適応するか死ぬか、だ」と発言
2010年12月17日	UWTSDとSwansea Metropolitan University (以下、Swansea Met)が統合合意
2010年12月23日	HEFCWは11大学を2013年までに5大学に減らすべきだと表明
2011年2月11日	学位授与のための連合体としてのウェールズ大学を廃止し、University of Wales Institute, Cardiff (UWIC、後のCardiff Metropolitan University)、UWTSD、Swansea Metを統合するスーパー大学構想が提示される
2011年6月22日	ウェールズ大学のvalidationの悪用問題表面化
2011年7月4日	UWICが2月のスーパー大学構想から離脱表明
2011年7月13日	HEFCWはUWIC、University of Glamorgan、University of Wales, Newportの統合案を提示。UWTSDおよびSwansea Metのウェールズ大学への合併案が検討される
2011年10月3日	ウェールズ大学の新学長がvalidationの停止を発表
2011年10月5日	UWICはHEFCWの提示した7月13日合併案を拒否
同日	ウェールズ大学が認定する英国内機関がビザ詐欺に利用されていると報道
2011年10月21日	ウェールズ大学、Swansea MetをUWTSDのチャーターの下で合併する方針決定
2012年10月1日	UWTSD、Swansea Metが先行して提携

(出典) “The Welsh University shake-up,” *gair rhydd*, issue 958, 2011.10.10, p.5. <<http://issuu.com/gairrhydd/docs/issue-958>>; David Matthews, “Meeting of Minds or Shotgun Weddings?” *Times Higher Education Supplement*, 2084, 2013.1.17, pp.34-39. <<http://www.timeshighereducation.co.uk/422370.article>>に基づき、筆者作成

<sup>93</sup> Department for Children, Education, Lifelong Learning and Skills, *For Our Future – The 21st Century Higher Education Strategy and Plan for Wales*, 2009. <<http://wales.gov.uk/docs/dcells/publications/091214hestrategyen.pdf>>

<sup>94</sup> Anna Hickman, “‘Super’ University Approved,” *gair rhydd*, issue 983, 2012.9.24, p.6 <<http://issuu.com/gairrhydd/docs/gairrhydd983>>

度には総収入 1540 万ポンド（2009 年終値 1 ポンド=約 150 円で換算して、約 23 億円）のうち 1030 万ポンド（約 15.5 億円）を占めた<sup>(95)</sup>。課程認定には、最初の認定だけでなく、継続的な質の評価が必要である。ところが、認定対象が急増したことから、特に海外の認定課程の評価が不十分ではないか、大学は validation を使った金儲け機械になってしまったのではないかと評される状況になった<sup>(96)</sup>。QAA<sup>(97)</sup>もたびたび報告を出してきたが、2011 年 6 月には認定課程に対する評価を即座に開始するように求めた。

ウェールズ大学の合併問題とは、ウェールズ域内でほとんど意味を持たなくなった validation 機能を利用して、ウェールズ域外に対する課程認定を拡大しすぎたウェールズ大学をどのような形で残すのか、残さないのか、あるいは一度は分離独立した大学と再統合することで通常の大学に転換するのか、という問題であり、通常の大学統合とはまったく異なる文脈の問題である。結局、2011 年 10 月 3 日に新学長が就任すると、綿密に設計され、統制されている課程以外は、認定を中止することを宣言して、事態の収束を図った。

しかし、学長が方針転換を発表した 2 日後に、BBC News Wales がウェールズ大学の認定する英国内の機関がビザ詐欺（不法就労）に利用されていることをスクープした<sup>(98)</sup>。ウェールズ大学の信用は失墜し、結局そのままの形で存続することは不可能になった。UWIC と UWTSO、Swansea Met との統合案が破談した 2011 年 7 月以降、ウェールズ大学のチャーター（設立勅許）の下に UWTSO、Swansea Met を統合する方向で話が進んでいたが、そ

れも白紙に戻さざるをえなかった。結局、10 月 21 日には UWTSO のチャーターの下で運営される形で、ウェールズ大学、Swansea Met を合併することで決着した。ウェールズ大学の実質的廃止である。なお、UWTSO と Swansea Met とは 2012 年 10 月に先行して提携関係に入った。ウェールズ大学は海外認定校等に在学中の学生が多数残っていることなどもあり、過渡的な形で存続している。

ウェールズ地方の大学は現在も混沌の中にある。ウェールズ政府は、政府の緊縮財政、統合によるコスト削減、小規模大学の財政的リスクの回避などの財政的観点や、大学の大型化による研究の強化、国内外の有力な大学への対抗という研究上の意図で合併を推進しているが、順調には進んでいない。今後も、しばらくは過渡的状況が続くものと思われる。

#### (4) 大学間連携による博士育成へのシフト

英国では大学間連携も盛んである。大学をまたがる Doctoral Training Centre (DTC) が近年急増していることを紹介する。

英国では、かなりの割合の博士課程学生に対してリサーチカウンスル<sup>(99)</sup>から奨学金が支給されている。従来は教員が実施する研究プロジェクトに対してリサーチカウンスルが支給する研究費助成の中から博士学生にリサーチアシスタントの給与を支給していた。しかし、2009 年から博士育成のための経費をまとめて DTC へ配分する方式へ重点を移し始め、2012 年には DTC を経由して支援される学生の方が多くなった<sup>(100)</sup>。

英国の博士育成は従来、指導教員の下で訓練

<sup>(95)</sup> David Matthews, "Boom and bust," *Times Higher Education Supplement*, 2031, 2012.1.5, pp.32-37. <<http://www.timeshighereducation.co.uk/features/boom-and-bust/418612.article>>

<sup>(96)</sup> *ibid.*

<sup>(97)</sup> Quality Assurance Agency for Higher Education. 英国の高等教育質保証機関であり、その一環として各高等教育機関の教育評価を実施している。

<sup>(98)</sup> Ciaran Jenkins, "University of Wales degree and visa scam exposed by BBC," *BBC News Wales*, 2011.10.5. <<http://www.bbc.co.uk/news/uk-wales-15171830>>

<sup>(99)</sup> 英国の学術研究に対する研究資金助成機関で、分野別に 7 カウンスルある。

を積む徒弟的な育成が主流であったが、ここ十数年の間に英国では、研究経験を積むだけでなく、博士として獲得すべき能力を組織的に育成する方向に転換してきた。そのような方針転換を資金配分方式の変更という形で明確に示したのが、リサーチカウンシルによる DTC を通じた博士育成支援である。

ここで注目したいのは、DTC の中でも最近では、大学を超えた DTC、大学間連携による DTC が増えているという事実である (表 5)。表に例示されているように、コンソーシアムなどの形態の大学間連携による DTC が多数ある。特に生命系分野の Biotechnology and Biological Sciences Research Council はほとんどの支援先が大学間連携である。社会科学系の Economic and Social Research Council も半数近くが大学間連携によるものである。なお、表中の 2 か所に記載されている White Rose Consortium (ホワイトローズ・コンソーシアム) は 1997 年に創設されたヨークシャー地方の University of Leeds (リーズ大学)、University of Sheffield (シェフィールド大学)、University of York (ヨーク大学) の 3 大学のコンソーシアム

である。そこをプラットフォームとして、各種の共同事業を展開している。DTC に関しても、複数のセンターを展開している。

大学間連携による DTC にはさまざまなメリットがあると思われる。複数大学で実施することから、一大学内で実施する以上に多様性が増し、多様な育成メニューを提供しうるというメリットがある。また、特に新興分野や研究の変化が速い分野における人材育成を考えた場合、一大学だけで十分な指導スタッフを確保しようとする、時間がかかるので大学院の立ち上げにも時間がかかってしまう。一方、複数大学が連携すればいち早く大学院プログラムを構築でき、早い段階で人材育成に着手できる。バイオテクノロジー、バイオサイエンス分野で大学院連携による DTC が多いのは、理に適っているといえよう。

## 2 私立大学、州立大学の伝統を背景とする多様な統合・連携—アメリカ—

### (1) 合併は日常的な風景

米国では、大学の合併は日常的な風景である。Grant Harman and Kay Harman<sup>(101)</sup> は、米国

表 5 リサーチカウンシルによる Doctoral Training Centre (DTC) 支援と大学間連携による DTC

リサーチカウンシル名/プログラム名	採択数	うち連携型	大学間連携による DTC の例
Arts and Humanities Research Council (AHRC)/ Block Grant Partnerships	48	1	Northumbria Univ + Univ of Sunderland
Arts and Humanities Research Council (AHRC)/ Block Grant Partnerships - Capacity Building	34	9	Univ for the Creative Arts + Norwich Univ College of the Arts
Economic and Social Research Council (ESRC)/ Doctoral Training Centres (DTCs)	21	9	Wales Consortium White Rose Consortium
Engineering and Physical Sciences Research Council (EPSRC)/ Centres for Doctoral Training (CDTs), Industrial Doctorate Centres (IDCs)	81	2	The North West Nanoscience Doctoral Training Centre Fusion Doctoral Training Network
Biotechnology and Biological Sciences Research Council (BBSRC)/ Doctoral Training Partnerships (DTP)	14	12	South West Doctoral Training Partnership White Rose Consortium
Natural Environment Research Council (NERC)/ Doctoral Training Partnerships (DTP)	—	—	※ 2013 年に募集、2014/15 年度から開始予定

(出典) 各リサーチカウンシルのウェブページの情報を筆者が整理 (2013 年 7 月 25 日現在)

(101) Daniel Cressey, "PhDs leave the ivory tower," *Nature*, 484(5), 5 April 2012, p.20. <doi:10.1038/484020a>

の大学の合併について、「財政的に弱い機関が閉鎖を免れるための手段として広く用いられてきた。公立大学の場合、独立したコミュニティ・カレッジ<sup>(102)</sup>を統合して多キャンパス型カレッジに転換して財政基盤の強化を図ったり、大学レベルでも統合して多キャンパス型（分校型）の州立大学システムを形成してきた。私立の場合、小規模リベラルアーツ・カレッジ<sup>(103)</sup>で合併が多くみられるが、多くは財政的な持続力を得て、閉鎖を免れるためである。また、歴史的に男子校、女子校に分かれている場合に、両者を統合してより大規模な共学大学を形成することもある。ときには、近隣の大学が統合して、研究力のある強力な大学を構築する場合もある」と要約している。事実、米国では頻繁に大学の廃止や吸収合併が繰り返されてきており、大学の合併に関する調査も多い<sup>(104)</sup>。大学の合併や廃止の見通しに関するレポートを発表する格付会社<sup>(105)</sup>や、大学の連携や合併に関するコンサルタント<sup>(106)</sup>が存在するほどである。

## (2) 女子大学の吸収合併

米国では男女別学制度に基づいて設立された女子大学が比較的最近まで存続していた。しかし、アフーマティブ・アクションなどの差別

撤廃の影響で、女子学生の共学大学への進学が増加する中で、次第に入学志願者が集まらない女子大学が増えていった<sup>(107)</sup>。共学大学に転換した大学も少なくなかったが、女子大学のまま残った大学の中には、経営的に存続が困難になった結果、統合されることになった事例も見られる。

Harvard University（ハーバード大学）は1999年に隣接するRadcliffe Collegeを合併した<sup>(108)</sup>。Radcliffe Collegeは男女別学時代の1879年に女子学生がハーバード大学の教育を受けるために設置された附属学校を起源に持つ女子大学で、1894年にRadcliffe Collegeとして独立した<sup>(109)</sup>。男女別学の時代はハーバードの教員がRadcliffeで教鞭をとっていた。また、1977年からは、ハーバードが完全共学化したことで、Radcliffeに入学した女子学生はハーバードで教育を受け、両大学から学位を授与されていた。このような歴史的経緯もあり、Radcliffe Collegeはハーバード大学に吸収合併されることになった。

歴史的経緯は異なるが、George Washington University（ジョージ・ワシントン大学）が1999年にMount Vernon Collegeと合併<sup>(110)</sup>したのも同様の例である。両大学はワシントンD.C.に

(101) Grant Harman and Kay Harman, "Institutional Mergers in Higher Education: Lessons from International Experience," *Tertiary Education and Management*, 9(1), 2003.1, pp.29-44.

(102) 主として州内の特定の地域住民を対象とする2年制の高等教育機関であり、職業的教育や4年制大学への編入のための準備教育をしている。類似のものに、テクニカル・カレッジがあるが、テクニシャンのレベルの工業系教育を担う短期高等教育機関である。

(103) 専門職業的教育ではなく、もっぱら教養教育を実施する高等教育機関。2年制、4年制の両方がある。

(104) Martin et al., *op.cit.*(5)

(105) Martin van der Werf, "Many Colleges May Close or Merge, Standard & Poor's Predicts," *Chronicle of Higher Education*, 49(16), Dec 13, 2002, p.A34.

(106) Karen Grassmuck, "More Small Colleges Merge with Larger Ones, but Some Find the Process Can Be Painful," *Chronicle of Higher Education*, 38(4), Sep 18, 1991, pp.A1, A37-39. <<http://search.proquest.com/docview/214660123>>

(107) 同様の変化は、歴史的に黒人向けの大学（historically black colleges and universities と言う）でも生じたが、学生数減少による大学の統合や廃止は比較的早く終息したので、本稿では省略する。

(108) Katherine S. Mangan, "Radcliffe College Will Merge Into Harvard," *Chronicle of Higher Education*, 45(34), Apr 30, 1999, p.A39.

(109) Harvard University, "Historical Facts." <<http://www.harvard.edu/historical-facts>>

(110) Scott Smallwood, "A Small College Is Rescued, and Its Professors End Up Unemployed," *Chronicle of Higher Education*, 47(28), Mar 23, 2001, pp.A10-A12.

ある大学という共通点を除くと、特段の関係はなかった。財政的に経営困難に陥った Mount Vernon College は 1996 年に、ジョージ・ワシントン大学の資金供与を受ける代わりに、その提携 (affiliation) 校となることに合意した。同時に Mount Vernon College の理事は退陣し、ジョージ・ワシントン大学が理事を送り込んだ。2 年間のうちに財政目標を達成できない場合には大学を廃止してもよいと契約していたこともあり、結局は 1999 年にジョージ・ワシントン大学に吸収され、同大学 Mount Vernon Campus となった。失業した教員は「大学の乗っ取り」だと主張したが、在学生の立場は守られた。

### (3) 州立大学制度下でのキャンパス統合

州立大学制度の下には多数の大学、コミュニティ・カレッジ、テクニカル・カレッジ等が存在しているが、効率化、経費削減のために統合され、多キャンパス型大学システムへ移行する例が頻繁にみられる。このような州立大学の統合は、トップダウン的性格が強い。2 州から最近の事例を紹介する。

ジョージア州立大学システム理事会は 2012 年 1 月に、4 組の大学の統合 (合同) を勧告し<sup>(111)</sup>、2013 年 1 月に合同を実施した。すなわち、

- ① Gainesville State College と North Georgia College and State University (新大学 University of North Georgia)
- ② Middle Georgia College と Macon State College (新大学 Middle Georgia State College、

将来的には university になる予定)

- ③ Waycross College と South Georgia College (新大学 South Georgia State College)
- ④ Augusta State University と Georgia Health Sciences University (新大学 Georgia Regents University)

である。大学の合同により、コスト削減のみならず、学問的多様性の増大などを通じた大学の学術的価値の増大、サービス提供地域の拡大、競争力の向上などが期待されている<sup>(112)</sup>。

ニュージャージー州では、ウェールズと似て、スキャンダル絡みの大学解体・統合が行われた。この解体・合併劇は、University of Medicine and Dentistry of New Jersey (UMDNJ) が長期にわたって医療費の不正請求をしてきたことが 2005 年に発覚<sup>(113)</sup>したことに端を発する。州知事は諮問委員会を設置して、UMDNJ の再編を諮問した。その過程で Rutgers University (ラトガース大学、正式には Rutgers, The State University of New Jersey) と Rowan University を巻き込む再編へと議論が拡大し、しかも、スキャンダルと関係のないラトガース大学の Camden キャンパスを Rowan University へ移管する案が示された<sup>(114)</sup>ため、議論が紛糾した。結局 2012 年に Camden キャンパスをラトガース大学に残すことで決着し<sup>(115)</sup>、大学側も再編案を受け入れた。合併話が出てから 6 年を経て、2013 年 7 月に UMDNJ を解体し、ほとんどをラトガース大学が吸収し、一部を Rowan University が吸収した。

(111) Eric Kelderman, "Georgia's College-Merger Plan Sidesteps Political Pitfalls," *Chronicle of Higher Education*, January 9, 2012 (online). <<http://chronicle.com/article/Georgias-College-Merger-Plan/130267/>>

(112) Ricardo Azziz, "What Happens When 2 Colleges Become One," *Chronicle of Higher Education*, May 20, 2013 (online). <<http://chronicle.com/article/When-2-Colleges-Become-One/139345/>>

(113) Karin Fischer, "Medical-College Fraud Could Top \$243-Million," *Chronicle of Higher Education*, 52(48), Aug 4, 2006, p.A21; Austin Wright, "New Jersey Medical School to Pay \$2-Million to Settle Fraud Case," *Chronicle of Higher Education*, June 10, 2009 (online). <<http://chronicle.com/article/New-Jersey-Medical-School-to/47720/>>

(114) Eric Kelderman, "Messy Drama of Proposed University Merger Has N.J. Leaders Snarling," *Chronicle of Higher Education*, April 10, 2012 (online). <<http://chronicle.com/article/Messy-Drama-of-Proposed/131470/>>

(115) Charles Huckabee, "New Jersey Lawmakers Approve Controversial Restructuring of 3 Universities," *Chronicle of Higher Education*, June 28, 2012 (online). <<http://chronicle.com/blogs/ticker/new-jersey-lawmakers-approve-controversial-restructuring-of-3-universities/45035>>

## IV 国境を超えた大学統合および大学間連携

### 1 海外キャンパスの拡大

大学統合・大学間連携は一国内にとどまるものではない。最後に近年の顕著な動向として国境を超えた大学統合・大学間連携を紹介する。

大学の国際化は、1990年代末以降急速にその性格を変え、単なる留学や研究者交流を超え、いわば大学単位で海外に進出するようになってきている。このような進出形態を海外キャンパス (international branch campuses) という。提携 affiliation という大学の統合原理を持つ英米を中心とする大学は、統合の相手を国内に限る必要はなく、進出先の相手国が禁止さえしなければ、統合の相手大学を国内から海外へと広げていくことができる。これが海外キャンパスであり、本国の大学の国際化であると同時に、提携による国境を越えた大学統合である。海外キャンパスは教学上、本国の大学の統制と質保証を受ける代わりに、本国の大学の学位を授与する。換言すれば、本国の大学のブランドの下で運営される。財政的には、本国の大学が100%出資して設立する場合であっても、国境を越える以上は現地法人として、本国の大学とは別の経営体となる。つまり海外キャンパスは、教学上は本国の大学に属し、経営上は所在国の経営体に属す「二重国籍的」<sup>(116)</sup>な存在になる。

英国には、Observatory on Borderless Higher Education (OBHE、国境なき高等教育観測所) という調査機関があり、継続的に海外キャンパスの世界的動向を調査している。それを紹介した

記事<sup>(117)</sup>によると、2006年10月版報告では、大学の本拠地と異なる国に置かれる海外キャンパスは、世界全体で82キャンパス、2009年9月版で162キャンパス、2012年1月版(2011年後半調査)で200キャンパスであった<sup>(118)</sup>。

海外キャンパスの主要受入国が、2000年代末に急速に変化し、中東から東アジアへ移った。かつて海外キャンパスが押し掛けたアラブ首長国連邦(UAE)では40キャンパス(2009)から37キャンパス(2011)へ微減したのに対して、シンガポールは12(2009)から18(2011)へ、中国は10(2009)から17(2011)へ急増している。アジア諸国への進出は今後も多数計画されている。主要送出国の中では米国大学の海外キャンパスが78で最大である(2009年、2011年とも)。フランスは27(2011)、英国は13(2009)から25(2011)へ増加した。オーストラリアは14(2009)から12(2011)へ減少した。

複数の海外キャンパスを持つ大学には著名な大学が多い。世界的なブランド力を背景に、あたかもグローバル企業のように「グローバル大学」となり、世界中から学生や研究者を集め、また、学生、卒業生、研究者らにグローバルな教育研究機会を提供している。大学の発展過程としてみれば、「グローバル大学」は新しいステージの大学像かもしれない。

なお、発展途上国の大学が別の発展途上国に置く海外キャンパスも多く、26キャンパス(2009)から34キャンパス(2011)に増加した。インドの大学が海外に設置するキャンパスは17(2011)で、UAEに10、モーリシャスに4キャンパスを設置している。マレーシアも海外に6キャンパス(2011)を持つ。このほか、中国は

<sup>(116)</sup> 大森不二雄「高等教育の海外進出と国家—イギリスとオーストラリアの事例」塚原修一編著『高等教育市場の国際化』玉川大学出版部、2008、pp.131-164。

<sup>(117)</sup> Yojana Sharma, "Branch campus growth has moved to Asia," *University World News*, Issue 204, 13 January 2012. <<http://www.universityworldnews.com/article.php?story=20120113083126934>>; William Lawton and Alex Katsomitros, "International branch campuses expanding, geopolitical landscape changing," *University World News*, Issue 205, 22 January 2012. <<http://www.universityworldnews.com/article.php?story=20120118205237531>>

<sup>(118)</sup> オンライン学習は対象外。定義に変更があるため厳密な比較はできない。

今後アフリカ諸国に多数進出することが予想されている<sup>(119)</sup>。

## 2 東南アジアの高等教育・研究ハブ化戦略

東南アジア諸国に設立される海外キャンパスは国家戦略の影響で増加している。受入国は財政的支援や各種の優遇措置を用意して、積極的に海外キャンパスを誘致している。受入国側の既存の大学とのジョイント・ベンチャーで新大学を設立したり、受入国の大学、企業、政府等の資金負担で大学を設立した上で、外国の有力大学の認定(validation)を受け、国境を越えて提携(affiliation)し、有力大学の海外キャンパスを名乗る。このようなケースでは、海外進出というより、むしろ大学の国際的統合というべきである。

しかも受入国は、著名な大学の海外キャンパスを単独で誘致するのではなく、特定の地域内に多数の大学をまとめて誘致して、教育研究両面での国際的ハブ(hub)を形成しようとしている。つまり、国内の学生に海外有力大学の教育を受ける機会を提供するだけでなく、多数の有力大学の海外キャンパスを集積することで、その世界的ネットワークを活用し、世界中から学生や研究者を集め、世界的な知識集積地を構築するという戦略である。UAEに欧米大学が集まった<sup>(120)</sup>ことをハブと表現したが、このような国家戦略は、シンガポール<sup>(121)</sup>やマレーシ

アに中心を移し、その影響を受けて韓国も同様の事業を展開している。シンガポールはUCL、マンチェスター大学、University of Glasgow(グラスゴー大学)(以上、英国)、Massachusetts Institute of Technology(マサチューセッツ工科大学)、Stanford University(スタンフォード大学)(以上、米国)などを誘致した。韓国では光陽湾圏経済自由区域(全羅南道)、世宗特別自治市、仁川経済自由区域などに外国の有力大学のキャンパスを多数誘致し、世界的な教育研究ハブを育成しようとしている。

おわりに

世界の大学統合・大学間連携の事例には、日本の高等教育を考えるヒントが詰まっている<sup>(122)</sup>。まとめに代えて論点を数点示したい。

### ①大学の統合・連携を前向きに捉える

世界的に大学の合併や大学間連携は頻繁に行われており、特別なことではない。単に数を減らすだけの統合や、大学廃止を回避するためのうしろ向きの統合・連携はあまり有効でないが、前向きに新しい価値を生み出すことを目指すならば、選択肢の一つとして合併や連携を積極的に検討してもよいだろう。大学統合・大学間連携の理由や目的、機関が置かれている状況は多様である。固定観念に縛られず、それぞれの状

(119) なお、日本では2004年に「大学設置基準」(昭和31年10月22日文部省令第28号)を改定し、「外国に学部、学科その他の組織を設けることができる」(43条、現50条)とした。ただし、海外校と海外キャンパスとは異なる。海外校はあくまでも本国の大学の一部であり、本国の学長が校務を司るが、海外キャンパスは教学上は本国の大学に属し、経営上は所在国の経営体に属す「二重国籍的」な存在である。

(120) 吉田文「グローバリゼーションと大学」吉田文(著者代表)『グローバリゼーション、社会変動と大学』(シリーズ大学1巻)岩波書店、2013、pp.15-42。

(121) エール大学のシンガポールへの進出も話題になった(「アジア発リーダー養成、シンガポール国立大、エールと新大学」『日本経済新聞』2013.4.18、p.29)。ただし、エール大学のシンガポール進出に関しては、エール大学内のみならず、幅広い批判があった(Karin Fischer, "AAUP Outlines Concerns About Yale's Collaboration With Singapore," *Chronicle of Higher Education*, Dec 4, 2012 (online). <<http://chronicle.com/article/AAUP-Outlines-Concerns-About/136121/>>)。

(122) 大学にとっての留意点等については、Oakleigh Consulting Limited, *Literature review for the higher education collaborations, alliances and mergers project*, HEFCE, 2010. <[http://www.hefce.ac.uk/media/hefce/content/pubs/2010/rd1910/rd19\\_10.pdf](http://www.hefce.ac.uk/media/hefce/content/pubs/2010/rd1910/rd19_10.pdf)>; HEFCE, *op.cit.*(84)などを参照されたい。

況に適合する形態を構想することが望ましい。例えば、統合・連携先を大学に限定する必要はないだろう。国立研究機関、地方自治体の研究機関との統合は珍しくないし、本稿では触れなかったが、図書館、ミュージアム等との合併もよく見られる。

望ましい大学統合・大学間連携を実現するためには、その前提として、多様な制度的選択肢が用意されている必要がある。型にはまった統合・連携を押し付けるのは本末転倒であるから、「大学改革実行プラン」が「海外・国内大学との連携を促進するための制度的選択肢の整備」を課題としたことは的確な判断だと言えよう。

## ②大学統合による大規模化の利点に着目する

研究面や国際交流等の面で国際的存在感のある世界級大学を形成し、大学ランキングで上位を目指すためには、大学の質的向上が必須であることは言うまでもない。しかし、一定のレベルの大学を統合して大規模化することで、短期的にランキングを押し上げる可能性がある。大学ランキングが積極的に大学の統合を促そうという意図を持っているとは思えないが、結果として大学統合によってランキングの上位を目指そうとする動きを誘発する可能性は否定できない。もちろん、大学ランキングは既存の大学の質の特定の側面を評価するものであり、例えば人文社会系分野の研究活動が反映されにくい等の限界がある。しかし、大学ランキングのこのような影響力が、欧州で見られる政治主導による大学統合の動きの背景にあることは一つの現実である。

日本では今のところ、大学ランキングの上位を目指すための大学統合の動きは見られない。しかし、このような動きとは別に、大規模化の本質的なメリットを検討する価値もある。日本の大学は世界的に見ると概して小さい<sup>(123)</sup>。大

学は幅広い分野にわたる知識の宝庫であり、総合性を発揮してこそ意味がある。分野が限定された比較的小規模な大学が多数を占める状況は、学生や社会が、大学が本来持つべき総合性の利点を享受できないことを意味する。

また、十分な規模を有することは、経営の安定性を増す可能性もある。例えば、十分な規模を持たない国公立大学で人件費削減が行われ、それが教員数の減少を招くとしよう。原理的には、その結果として人的余裕のない学科や専攻が大学設置基準等の定める基準を満たせなくなり、単独では存続できない事態に陥る危険性がある。それを回避するために、必ずしも本質的でない学科再編や学科統合をすることになる可能性もあるだろう。しかし、十分な規模があればこのような変化に対して、過敏に反応することなく、より長期的観点からの戦略的対応が可能になる。

このように、大学統合による大規模化にメリットがあると考えられる場合には、一つの選択肢として検討してもよいと思われる。

## ③大学の多様な統合方式について考える

本稿で示した事例を参考にして大学の統合方式について考えたい。複数大学が統合する方式には、経営、財務、教育の質保証などの分担・統合の仕方によって種々の組合せがある。話を単純にするために、経営と教学の二面の組合せで考える。両者の組合せは、①経営も教学も統一する、②経営は統一するが教学は統一しない、③教学は統一するが経営は統一しない、④両方とも統一しない、の4パターンになる。①は完全なる合併・合同であり、④はまったく別の大学である。注意すべきものは②と③である。

冒頭でも述べたように、「大学改革実行プラン」が提示した一法人複数大学方式は②に相当する。なぜならば、日本では設置認可は大学単

(123) 東京大学の学生数は大学院生を含めて28,000人程度である。多くの国立大学はもっと小さい。一方、ヘルシンキ大学約39,000人、ストラスブール大学約42,000人、マンチェスター大学約39,000人、ラトガース大学65,000人であり、発展途上国には数十万人から百万人以上の学生を抱える大学もある。

位で行われ、学位の授与も大学単位で行われる<sup>(124)</sup>が、このルールの下では、複数大学が一法人の下に統合されても、学位は個々の構成大学が授与することになり、教育内容やその質保証は、法人が設置する各大学の責任の下にある。したがって、法人は統合されても、教学の単位としての大学が複数存在し、教学面では統合されないことになる。

「大学改革実行プラン」で想定されている一法人複数大学方式における法人は、かつての国立学校特別会計<sup>(125)</sup>の持っていた機能を法人に移して、その法人を複数に分割したような姿であり、法人は資金配分機関の性格を持つことになる<sup>(126)</sup>。その場合、高等教育資金配分機関たる法人を、地域ごとに置くのか、種別ごとに置くのかは微妙な選択になる。地域ごとに法人を置けば、比較的小規模な大学が分立している状況は変わらない。全体としてみれば、単に法人数を減らすだけの、しかし外見上は分かりやすい改革にとどまる可能性もある。一方、大学の機能別あるいは種別ごとに資金配分機関たる法人を設置すれば、大学の種別を固定することにつながり、かつての欧州の高等教育のような二元構造を日本に持ち込むことになりかねない。したがって、注意深い制度設計が必要になる。

一方、連合や提携は、教学面は統合されているが、別法人もしくは自治的機関として独立して経営されているので③に相当する。民間的経営と対比すれば、これは「持ち株会社方式」に相当する。持ち株会社方式ではブランドを統一

的に管理するが、経営は個々の構成法人が担う。③の方式を、一法人複数大学方式と対比して、「一大学複数法人」方式と呼ぶことができるだろう。「大学改革実行プラン」はもとより、日本ではこれまで「一大学複数法人」方式はほとんど顧みられてこなかった。しかし、大学の根幹は教育にある。大学が教育機関である以上、「海外・国内大学との連携を促進するための制度的選択肢」を検討する際に、まず教学上の統合のあり方を検討することから始めるのは素直なことである。制度的選択肢の検討に際して取り上げる価値はあろう。国際的観点からも、提携（affiliation）方式が認められれば、日本の大学も海外キャンパスを設置し、その卒業生に日本の大学の学位を授与する可能性が開ける。ただし、ウェールズ大学の例にみられるように、極端な結果を招かないように注意深く設計する必要がある。

このほかにも、フランスのように、個別大学と大学の連合体の双方に高等教育機関としての法人格を与えるという、手品のような仕組みを研究してみるのも興味深い。

「海外・国内大学との連携を促進するための制度的選択肢」を多面的に検討することは、高等教育政策上、有意義な課題である。そのためにも、大学の統合・連携の制度設計の検討段階では、できるだけ多様な選択肢を取り上げて検討、制度設計することが望まれる。

（こばやし しんいち）

<sup>(124)</sup> 「学校教育法」（昭和22年法律第26号）104条は「大学…（中略）…は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。」と、大学が学位を授与するものとしている。

<sup>(125)</sup> 国立学校特別会計とは、国立大学、大学共同利用機関等の運営経費に関して設置された特別会計で、1964年に創設され、国立大学法人化に伴って2004年に廃止された。歳入として、一般会計からの繰入金、授業料等収入、附属病院収入、奨学寄附金等があり、歳出として、国立学校の運営費、施設費等があった。一括して歳入を計上した上で、歳出は各国立大学、大学共同利用機関等へ配分された。

<sup>(126)</sup> 従来であれば個別機関ごとに予算が決定され、経営状況や財政状況が公開されていたものが、統合された法人として集計されて示されることになり、財政的な不透明感を増大させる。また、法人内資金配分は各法人に委ねられることになるので、大規模法人ほど国民の目が届きにくくなる可能性がある。